

平成 2 9 年

国見町議会会議録

第 3 回 定例会

平成 29 年 9 月 5 日開会

平成 29 年 9 月 14 日閉会

国 見 町 議 会

平成29年第3回（9月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（9月5日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
伊達地方消防組合議会（渡辺勝弘君）	6
福島地方水道用水供給企業団議会（東海林一樹君）	6
陳情の付託	6
議案の上程（報告第5号～議案第43号）	7
町長提案理由の説明	7
協議会関係の報告	13
代表監査委員の報告	13
散会の宣告	14

第2号（9月6日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18

開議の宣告	19
一般質問	19
7番 渡辺勝弘君	19
①弾道ミサイル発射時における町民への情報発信と町の対応について	
5番 佐藤定男君	24
①国見町の借入金（町債）と返済について	
1番 松浦和子君	31
①「道の駅国見あつかしの郷」を観光拠点とした構想の進展について	
10番 阿部泰藏君	36
①農業ビジネス訓練所整備事業について	
2番 村上 一君	42
①地方創生推進事業について	
11番 浅野富男君	47
①非核平和都市宣言について	
②原発事故による損害賠償について	
6番 村上正勝君	53
①異常気象による農作物被害対策について	
散会の宣告	56

第3号（9月8日）

議事日程	59
出席議員	60
欠席議員	60
遅参及び早退議員	60
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	60
本会議に出席した事務局職員	60
開議の宣告	61
報告第 5号 専決処分の報告について	61
報告第 6号 健全化判断比率の報告について	61
報告第 7号 資金不足比率の報告について	61
報告第 8号 町が出資している法人の経営状況について	61
議案第39号 動産の取得について	62
議案第40号 平成29年度国見町一般会計補正予算（第3号）	62
議案第41号 平成29年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	72
議案第42号 平成29年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）	72

散会の宣告	73
-------	----

第4号（9月14日）

議事日程	75
出席議員	77
欠席議員	77
遅参及び早退議員	77
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	77
本会議に出席した事務局職員	77
開議の宣告	78
認定第 1号 平成28年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について	78
認定第 2号 平成28年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について	101
認定第 3号 平成28年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について	102
認定第 4号 平成28年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	102
認定第 5号 平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	103
認定第 6号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	103
認定第 7号 平成28年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	105
認定第 8号 平成28年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	106
認定第 9号 平成28年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について	107
認定第10号 平成28年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について	108
議案第43号 平成28年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について	108
常任委員長報告	
陳情第19号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について	111
追加日程の議決	113
選挙第 3号 福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合議会議員選挙	113
町長提案理由の説明	114
議案第44号 和解について	115

同意第 1 1 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	115
同意第 1 2 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	116
同意第 1 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ いて……………	116
同意第 1 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ いて……………	116
発議第 5 号	国見町議会基本条例の一部を改正する条例……………	117
発議第 6 号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書……………	117
	議員の派遣について……………	118
	常任委員会の所管事務調査について……………	118
	町長挨拶……………	119
	閉議及び閉会の宣告……………	119

国見町告示第34号

平成29年第3回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月17日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成29年9月5日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番（欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番（欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

平成29年第3回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年9月5日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
 - 陳情第19号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
- 第 5 報告第 5号 専決処分の報告について
- 第 6 報告第 6号 健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 7号 資金不足比率の報告について
- 第 8 報告第 8号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 9 議案第39号 動産の取得について
- 第10 議案第40号 平成29年度国見町一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第41号 平成29年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第42号 平成29年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 認定第 1号 平成28年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 2号 平成28年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第 3号 平成28年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 4号 平成28年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 5号 平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 6号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 7号 平成28年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 8号 平成28年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 9号 平成28年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第10号 平成28年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第43号 平成28年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一 君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	佐藤克成君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局局長	蓬田英右君	まちづくり 交流課長	菊地弘美君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会計課長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

暑い方は上着を脱いで臨まれても結構ですので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番村上 一君、3番井砂善榮君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの10日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、教育委員長、農業委員会会長、監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

平成29年第2回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

また、第2回議会定例会で可決いたしました「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書及び地方財政の充実・強化を求める意見書については、6月26日に内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告4件、議案5件、認定10件が提出され、受理いたしました。

本定例会に受理した請願・陳情は、陳情 1 件であります。

一般質問の通告は 7 議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

伊達地方消防組合議会について、7 番渡辺勝弘君。

7 番（渡辺勝弘君） 伊達地方消防組合の議会について、私から報告させていただきます。

去る 7 月 1 2 日午前 1 0 時より、村上正勝議員とともに出席をしております。

まず、伊達地方消防組合会議室におきまして全員協議会が開かれ、続いて 1 0 時 3 0 分より組合議会第 1 回臨時会が開かれました。

提出された議案は 1 件であります。

議案第 5 号は、動産の取得についてであります。

救急自動車 1 台、契約金額は 2 8 7 5 万 2 9 1 9 円で、指名競争入札において、福島トヨタ自動車株式会社が落札いたしました。7 0 %の交付事業であり、1 0 年間で 2 1 万 7 0 0 0 キロを走行したための車両入れかえでありました。

これらの議案 1 件は、採決の結果、原案どおり可決いたしました。

なお、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、伊達地方消防組合議会第 1 回臨時会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、本席より、私から福島地方水道用水供給企業団議会について報告いたします。

8 月 3 1 日午後 2 時より、福島地方水道用水供給企業団議会定例議会が開催されました。

議会に先立ち、福島市議会で組織構成の変更があり、水企業団議員に 5 名の議員が新たに選出され、それぞれの議員に議席の指定がありました。

その後、議長選挙が指名推選の形で行われ、福島市議会議長の半沢正典議員が議長に選出されました。

本定例会に提出された議案は、議案第 3 号、平成 2 8 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件 1 件と、報告事項 2 件でありました。

議案第 3 号は、原案どおり全会一致で可決承認されました。

詳細については、お手許に議案の写しが配付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、福島地方水道用水供給企業団定例議会の報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情1件であり、請願はありませんでした。

お手許に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◇

◇

◇

◇議案の上程（報告第5号～議案第43号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第5、報告第5号から日程第23、議案第43号までの報告4件、議案5件、認定10件を一括上程いたします。

なお、この19件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第5号から議案第42号までの8件については、8日に議案説明、質疑、採決を行い、認定第1号から議案第43号までの平成28年度各会計決算認定及び水道事業未処分利益剰余金の処分につきましては、最終日の14日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案説明書を朗読）

◇

◇

◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日、ここに平成29年第3回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご壮健にてご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会には、平成28年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算をはじめ、当面する重要な案件を提出いたしておるところでございます。

まず、平成29年6月第2回議会定例会以降の町政執行等の主なものについて申し上げます。

冒頭、8月29日早朝に、北朝鮮から発射された弾道ミサイルへの対応について申し上げます。

町では、弾道ミサイル発射後、全国瞬時警報ネットワークシステム、いわゆる「Jアラート」の発令を受け、直ちに防災行政無線で町民の皆様に緊急情報をお知らせいたしましたところでございます。

また、関係職員による情報収集を行いますとともに、北朝鮮ミサイル発射に伴う対策会議を開催し、関係機関との情報共有を行い、住民の安全安心を第一に対応させていただいたところでございます。

それでは、「東日本大震災の早急な復旧・復興」について申し上げます。

まず、除染対策事業について申し上げます。

現在、公共施設等に現場保管している除去土壌につきましては、8月下旬より順次仮置き場に搬出しており、一時保管後、中間貯蔵施設に輸送することといたしておるところでございます。

また、各地区の仮置き場に保管されております除去土壌等につきましては、早期搬出に向けて環境省と協議をし、速やかな搬出を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、原発事故に伴う町民の皆様の健康管理事業の実施状況について申し上げます。

まず、ホールボディカウンターによる内部被曝検査でございますが、高校生以下の検査につきましては7月中に終了し、既に個人宛てに結果通知をいたしたところでございます。現在は、検査を希望される町民の皆様の検査を実施いたしておるところでございます。また、ガラスバッジによる外部被曝検査を希望する方々に対しましては、8月から10月までの3カ月の期間で実施することといたしておるところでございます。

次に、風評対策トップセールス、特産品PR事業について申し上げます。

今シーズンのPR事業につきましては、7月5日に行いました東京・日本橋ふくしま館でのトップセールスを皮切りに、町内におきましては道の駅国見あつかしの郷や東北自動車道国見サービスエリア、県外では岩手県平泉町、北海道札幌市、ニセコ町、岐阜県池田町、大阪府吹田市などにおいて、国見ジュニア応援団、モモ生産農家の青年後継者、ミスピーチらとともに、国見町産のモモのPRを行ってきたところがございます。今後とも、地域間交流の活性化を念頭に、町特産の米やあんぽ柿、リンゴなどの出荷時期にあわせ、風評対策・特産品PR事業を積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、風評対策事業として実施しておりますモニターツアー「くにみしゅらん」につきましては、既に3回実施しており、道の駅の宿泊施設が開業いたしましたことから、宿泊も含め国見町で完結するツアーとなったところでございます。

次に、平成29年産米の全量全袋検査について申し上げます。

今年度におきましても、福島県産米の信頼性の回復と食の安全安心を担保するため、引き続き取り組みますとともに、今月25日からの検査に向け、準備を進めておるところでございます。

続きまして、「安全安心な町政の実現」について申し上げます。

まず、国見町防災訓練などについてでございます。

昨年は総合防災訓練を実施いたしましたが、今年度は9月10日に小坂地区、藤田・山崎地区、石母田地区、森江野地区、大木戸地区、大枝地区の計6地区において、それぞれ安否確認など各種訓練を実施することとしたところでございます。

また、7月5日から6日にかけて、九州北部豪雨により大規模な土砂災害が発生し、避難のおくれなどにより多数の犠牲者が出たことから、土砂災害のおそれがある小坂地区、石母田地区、大木戸地区におきまして、8月11日と12日に土砂災害に係る説明会を開催し、災害時のとるべき行動について改めて説明を行ったところでございます。

今後、本格的な台風シーズンを迎えるにあたり、町では万全の態勢で臨んでまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、「活力ある町政の実現」について申し上げます。

まず、「第2回義経まつり」について申し上げます。

9月23日に開催する「義経まつり」では、メインの「義経公行列」の義経役に、若手俳優の西銘駿さんを起用するとともに、静御前役は昨年引き続き公募いたしましたところ、県内外から数多くの応募をいただいております。

また、今年は道の駅国見あつかしの郷においてもステージイベントを予定しているほか、例年どおり商店街や観月台文化センターでのイベントも開催することとしているところでございます。

次に、道の駅国見あつかしの郷の状況でございますが、グランドオープンから74日目の7月15日に来場者50万人を達成したところでございます。

さらに、8月のお盆の時期にはサマーフェスタとしまして、モモの特売ブースや花市を開催いたしましたところ、7日間で7万人のご来場をいただいたところであり、グランドオープンとほぼ同様の来場者を迎えることができたところでございます。

次に、「国見応援大使」事業について申し上げます。

6月24日には、演歌歌手の市川由紀乃さんによる「道の駅国見あつかしの郷一日駅長とミニコンサート」を開催したところ、テレビ局をはじめ、全国紙から大きく取り上げられたほか、市川さん命名のスイーツなどがカフェのメニューに加わったところでございます。

次に、「まち・ひと・しごと創生事業」について申し上げます。

「地域プロモーション事業」につきましては、6月末に推進会議を設置しまして、年度内に推進方針の提言をいただくこととしているところでございます。

また、7月23日には仙台圏の親子を対象としましたモニターツアーを開催し、モモ狩りやかき氷用のモモソースづくりを体験しまして、「道の駅国見あつかしの郷」の見学なども含め、大変好評をいただいたところでございます。

次に、「復興庁地域づくりハンズオン支援事業」について申し上げます。

本年度は、国見町の次世代を担う若者を対象としまして、「国見プロジェクト学習」「国見カスタムラボ」「国見ホイスコーレ」の3つの事業を実施いたしておりますところでございます。

8月21日には、道の駅ももたんカフェにおきまして、若者自らが企画し、準備、広報、運営を行う「kuni's bar (クニズバー)」を開催しまして、好評を得たところでございます。

今後とも、若者世代の発想力と行動力に期待してまいりたいと考えてございます。

続きまして、「思いやりのある町政の実現」について申し上げます。

まず、子育て支援事業についてでございますが、7月2日に観月台文化センターにおいて開催いたしました「くにみキッズフェスティバル」は、町内外からの多くの親子・家族が来場したところでございます。

また、道の駅に設置しました木育広場「つながる～む」と「屋内遊び場くにみももたん広場」との連携は、県内外からの親子の交流の場として定着しつつあり、子ども

たちの心身の健康と子育て支援の充実した施設となっておるところでございます。

最後に、「国見町の継続的な維持発展」について申し上げます。

まず、若者交流事業について申し上げます。

スマイル国見若人の会との共催による婚活イベントにつきましては、7月30日に道の駅国見あつかしの郷などで開催いたしましたところ、独身男女23名が参加し、モモ狩りの体験や交流パーティーで交流を深め、6組のカップルが誕生したと報告を受けてございます。

また、結婚世話やき人制度につきましては、今年度新たに募集した5名に登録証を交付し、昨年登録しました10名とともに活動を開始いたしました。

これまでに婚活イベントの参加者から1組、結婚世話やき人の相談者から1組が成婚に至るなどの成果が出ておりまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、「歴史を活かしたまちづくり」について申し上げます。

本年1月に開館しました「あつかし歴史館」の来館者は、8月末現在で約2,800人となっておるところでございます。

7月29日には「あつかし歴史館」において阿津賀志山防塁の現地報告会を実施しましたほか、8月11日には大木戸地区と共同で「七夕」をテーマとしたイベントを開催いたしましたところでございます。

次に、域学連携事業について申し上げます。

福島大学と共同して実施しております「集落活性化事業」では、内谷地区において地区の伝統工芸であります「しめ縄づくり」や、耕作放棄地で作付されております渋柿を利用した「柿渋づくり」に取り組んだほか、徳江第9町内会におきましては、モモ収穫の繁忙期に大学生が交代での収穫体験を行い、農家の方々との交流を図ったところでございます。

さらに、大木戸地区におきましては、エコミュージアムの一環としまして、「大木戸まるごと博物館事業」の調査が行われたところでございます。

また、桜の聖母短期大学では、少年仲間づくり事業参加児童とともに「すばらしい道の駅をもっとすばらしくするため」と題しまして、ワークショップに取り組んだところでございます。

このほか、くにみ幼稚園の園児を対象とし、リンゴのスイーツ試食会を開催し、子どもたちの評価を得たものにつきましては、今後商品化に向けた検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、個人県民税優良市町村知事感謝状について申し上げます。

去る7月26日に、昨年に引き続き国見町に対し、本年度の知事感謝状の贈呈が行われたところでございます。

平成28年度の個人県民税徴収率は、現年分、そして滞納繰り越し分を合わせまして98.52%となりまして、大震災の影響により中止となった平成23年度を除き、11期連続で受賞いたしましたところでございます。引き続き収納率の向上を図ってまい

りたいと考えておるところでございます。

次に、インターネット公売について申し上げます。

町税などの滞納者から差し押さえた財産を換金するために、現在、平成29年度第2回目となるインターネット公売を実施しておりまして、今後とも滞納町税などの回収に向け、継続して取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

「個人番号カード」の交付状況は、8月28日現在で地方公共団体情報システム機構から町に送付されたカードは1,022枚で、町から本人へ交付されたカードは952枚となっております。

次に、国見ジュニア応援団についてでございますが、7月15日から岩手県平泉町を、さらに8月1日から北海道ニセコ町を訪問し、モモのPR活動などを行ったところでございます。

また、8月4日には岩手県平泉町の児童30名が、8月16日には岐阜県池田町から小中学生10名が国見町を訪れ、モモ狩りを体験するとともに、ジュニア応援団と交流活動を進めたところでございます。

次に、例年開催しております町民相談室主催の町民の皆様との懇談会についてでございますけれども、7月におきましては福祉関係者、それから町内主要企業の方々の私との懇談会を実施しましたほか、8月26日にはくにみの日プレ事業といたしまして「町長との対話の日」を実施しまして、多くの町民の方々との意見交換を行ったところでございます。

次に、学校教育について申し上げます。

7月に第2回のコミュニティスクール委員会を開催し、「子どものいじめ問題に対して地域の大人は何ができるのか」を熟議のテーマとして行ったところでございます。

8月には、小中学校とも夏季休業期間中、児童生徒の大きな事故もなく、2学期が無事スタートいたしましたところでございます。

また、8月5日から7日にかけて秋田県大館市で行われました中体連東北大会では、県北中学校のバレーボール男子が出場し、健闘をいたしましたところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げました各議案等について、その概要を申し上げます。

報告第5号「専決処分の報告について」につきましては、損害賠償の額の決定及び和解について、規定に基づき報告するものでございます。

報告第6号「健全化判断比率の報告について」及び報告第7号「資金不足比率の報告について」の2件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、監査委員の意見書を付して、議会に報告をするものでございます。

報告第8号「町が出資している法人の経営状況について」につきましては、地方自治法の規定によりまして、「国見まちづくり株式会社」の経営状況について報告するものでございます。

議案第39号「動産の取得について」につきましては、地方自治法及び関係条例の

規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第40号「平成29年度国見町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億2677万4000円を追加し、総額を60億5386万3000円とするものでございます。

議案第41号「平成29年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」から議案第42号「平成29年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）」の各会計につきましては、それぞれ所要の予算を計上するものでございまして、運営協議会を設置してあるものにつきましては、補正予算も含め、それぞれご説明、ご同意をいただいておりますことをご報告申し上げます。

次に、各会計の決算認定についてでございます。

まず、認定第1号「平成28年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

歳入決算額は94億4993万円、歳出決算額は88億9448万円となりまして、形式収支から繰越財源を除きました実質収支額につきましては3億8879万9000円の黒字となったところでございます。

平成28年度決算につきましては、道の駅整備事業の最終年度となりましたが、除染事業費の大幅な減少に伴いまして、平成27年度よりも決算規模が25%程度減少いたしました。これまで同様、国・県補助金、震災復興特別交付税を活用することで、一般財源の圧縮に努めた結果、引き続き黒字決算になったものと考えておるところでございます。

次に、認定第2号「平成28年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」から、認定第9号「平成28年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」までの8件につきましても、いずれも黒字決算の内容でございまして、それぞれ管理会や運営協議会などでのご同意をいただいております。

次に、認定第10号「平成28年度国見町水道事業歳入歳出決算認定について」及び議案第43号「平成28年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について」は、水道事業の運営にあたりまして、生活用水の安定供給を図りつつ、経費節減、合理化など、一層の経営健全化に努めておりまして、当年度の未処分利益剰余金は4779万486円となったところでございます。ここから減債基金積立金並びに建設改良積立金に4616万854円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金を162万9632円としたいとするものでございます。

なお、内容につきましては、水道事業経営審議会のご同意をいただいております。

ただいま平成28年度の各会計の決算概要について申し上げましたが、各会計につきましても監査委員の審査をいただき、その意見書を添付してございますので、ごらんをいただきたいと存じます。

以上、本定例会にご提案申し上げました各議案につきましては、一括提案理由の趣旨を申し上げましたが、各議案の内容、計数などにつきましては、審議に先立ち、関係

課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、任期満了に伴う教育委員会委員並びに固定資産評価審査委員会委員に関する人事案件などについて追加提案を予定してございますので、ご報告を申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

◇

◇

◇

◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について担当課長の説明を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） それでは、私から、伊達市桑折町国見町火葬場協議会についてご報告いたします。

去る8月21日、桑折町役場応接室におきまして、平成29年第2回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されました。

提出された案件は、1件であります。

認定第1号「平成28年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入決算額は2077万8983円、歳出決算額は1663万9259円であり、歳入歳出差引残金413万9720円は翌年度へ繰り越しとなりました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の1681万5000円でありまして、そのうち国見町分は516万2000円で、負担率30.7%でありました。

歳出の主なものは、火葬場施設費における需用費の488万2196円と、委託料の1015万2396円でありました。需用費の内訳としましては、燃料費の189万1193円、修繕料の184万6800円などでありました。

また、委託料の内訳といたしましては、火葬場施設管理191万5496円、火葬業務委託料の785万3500円などでありました。

なお、国見町の火葬場利用状況は、平成27年度より21件減の118件でございました。

以上、決算書につきましては、原案のとおり認定されてございます。

なお、詳細につきましては、配付されております写しをごらんいただきたいと存じます。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明、協議会関係の報告は終わりました。

◇

◇

◇

◇代表監査委員の報告

議長（東海林一樹君） 次に、平成28年度各会計決算審査及び健全化判断比率、資金不足比率の審査の結果について、佐藤徳正代表監査委員より報告を求めます。代表監査委員。

代表監査委員（佐藤徳正君） 決算審査報告。

平成28年度の各会計決算審査及び財政健全化法に基づく健全化判断比率、資金不足比率について審査を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

審査に付されました平成28年度一般会計並びに特別会計の決算、財政健全化法に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率につきましては、8月17日から8月24日までの期間の中で審査をいたしました。

まず、決算審査の手續につきましては、各会計決算書、歳入歳出決算事項報告書、実質収支に関する調書など、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、さらに財政運営が適正であったかどうかを主眼として審査を行いました。

その結果、総括的には一般会計をはじめ、各会計とも黒字を維持しており、計画的な財政執行により、収支の均衡と健全な財政運営が行われているものと認められました。

次に、健全化判断比率、資金不足比率の審査につきましては、提出された健全化判断比率の算定と、その基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

その結果、いずれも適正に行われているものと認められました。

健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、ともに実質収支は赤字でないので、この比率は発生いたしません。

実質公債費比率は6.6%であり、早期健全化基準である25%を下回っているので、良好と言えます。

将来負担比率は70.7%で、基準の350%を下回っているので、良好な状態があります。

公営企業の経営状況を示す資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、土地開発事業特別会計のいずれも資金不足がないため、この比率は発生いたしません。

詳細につきましては、議員の皆様のお手許に配付しております意見書をごらんいただきたいと存じます。

簡単ではありますが、決算審査及び健全化判断比率並びに資金不足比率についての審査報告といたします。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

10時55分より、委員会室において、報告、一般議案の議案調査会を行い、その後、総務文教常任委員会を委員会室北側、産業建設常任委員会を委員会室南側で開催いたします。

常任委員会終了後に、正副議長・委員長会議を委員会室北側で開催いたしますので、よろしく申し上げます。

なお、あす6日は午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前 10 時 41 分)

第 2 目

平成 2 9 年第 3 回国見町議会定例会議事日程（第 2 号）

平成 2 9 年 9 月 6 日（水曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	佐藤克成君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	菊地弘美君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。暑い方は上着を脱いで臨まれても結構です。
ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は簡潔かつ要領良く発言願います。

なお、この際、申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 平成29年第3回定例会にあたり、質問させていただきます。

さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、弾道ミサイル発射時における町民への情報発信と町の対応についてであります。

全国的に弾道ミサイルについて報道がされている中、ミサイル落下の可能性があると言われていた島根、広島、高知の各県は、国も含めたさまざまな危険対応をしておりました。

しかし、残念ながら、8月29日午前5時58分にミサイルが発射され、東北・北海道地方を通過するという暴挙が現実になってしまいました。今までは危険性は少ないと感じておりましたが、今回の行動によって、危険が間近に迫っているのではないかと感じることに對しまして、町長はどのような対応をお考えかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えを申し上げます。

ただいまお質しの8月29日早朝、北朝鮮が国際世論の反対を押し切りまして、無通告で中距離弾道ミサイルの発射、そしてその後の地下核実験を強行いたしましたこと、これは明白な国連安保理決議違反で、我が国の安全保障上の重大な問題であると考えておまして、まことに遺憾でございます。

このような外国からの脅威に對しましては、国民の生命、財産を守るため、国は全力を挙げて対話の道を探りながらも、経済制裁をはじめ、あらゆる対策を講ずるべきものであると考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、あつてはならないことではございますけれども、不測の緊急事態におきましては、町ではいち早く町民の皆様に警戒情報を伝達するとともに、

あらゆる情報を関係機関と共有し、それに基づき町民の皆様に提供することが重要であると考えておるところでございます。

これまで、弾道ミサイル落下時の行動についての国見町のホームページへの掲載、それからチラシの全戸配布、さきに発生しました北朝鮮からの中距離弾道ミサイルの打ち上げに際しましては、町では全国瞬時警報ネットワークシステム、Jアラートの発令を受けまして、直ちに防災行政無線を通じ町民の皆様に伝達いたしますとともに、町役場関係職員による情報の収集と関係幹部職員による緊急対策会議を瞬時に招集し、情報の共有、今後の対応を協議したところでございます。

今後とも、引き続き国・県などの関係機関との連携を緊密にし、町として対応が可能な部分、情報の伝達、情報の収集、情報の共有などを最大限行うことによりまして、想定される不測の事態にしっかりと備えてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町長からの初期の対応の考えをお聞きしまして、大変安心できました。しかし、今回のような事態には、町民が初期行動できるように、今後もしば早く情報を正確に発信するべきと考えております。

また、今、町長からもお話がありましたように、町のホームページから弾道ミサイル落下時の行動についてを閲覧することができますが、この内容をより具体的にどのように周知していくのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

弾道ミサイル落下時の行動につきましては、町のホームページに掲載しているところでございますが、行動に関するお知らせを全戸配布し、改めて周知を行ったところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長からもありましたように、全戸に配布していると。ホームページで閲覧しない方にも、今回の騒動で改めて弾道ミサイル落下時の行動についてが直ちに配布されております。

そこで、住民に対してはそれで十分に理解を得られていると考えておりますか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

弾道ミサイル落下時の行動につきましては、先ほど申し上げたとおり、町のホームページと全戸配布によりお知らせしているところでございます。また、テレビ、新聞などでも行動について呼びかけを行っているところでもありますので、ご理解いただいていると考えているところであります。

今後、さらに理解を深めていただくためにも、県などからの落下時の行動に関し情報提供があった際は、迅速に町民の方に周知していくとともに、学校との連携によりまして、子どもたちへの周知なども検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長からも、大人の一般町民だけでなく、子どもたちも含まれているということで、その部分につきましては大変ありがたく感じております。やはり子どもたちも安心・安全を重視にやっていただければと思っております。

そこで、弾道ミサイル落下時の行動についてを閲覧することによって、直ちに行動すべきことは明記されております。できるだけ頑丈な建物や地下へ避難するべきとなっております。しかし、現実には町内に地下に避難する場所は少ないとなれば、こちらの行動に関しては、国見町の地域性に十分に配慮した避難行動場所を設定し、お知らせするべきではないかと考えますけれども、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

政府が呼びかけております地下や頑丈な建物への避難についてでございますが、議員ご指摘のとおり、町内には避難に対応できる地下施設などはほとんどないのが現状でございます。このことは地方自治体が抱える問題でもあります。

避難場所の設定につきましては、弾道ミサイル発射から到達まで極めて時間が短いことから、避難所へ向かうために屋外に出て被災することが懸念されるところでございます。

このようなことから、避難場所の設定につきましては、今後の検討課題であると考えておるところでございます。

いずれにしましても、屋外にいる方は直ちに建物などに避難、建物の中にいる方はできるだけ窓から離れるなど、現時点におきましては、そのようにお呼びかけを行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長からの答弁がありますように、町内においては、確かに今そういう状態になっていると。国からの施策をもらいつつ考えていきたいということでもありますから、そういう施策がこう決まりましたというのは、いち早く町民にぜひ正確にお知らせしていただくことをお願い申し上げます。

また、国から国民保護に関する情報として、これはJアラートだと思うんですけども、臨時ニュースが当日は映し出されて、また、各自のスマホ及び携帯電話にも速報が続々と流れました。国からの緊急情報は瞬時に伝えることが重要であり、当町においては防災無線がありますが、どのように活用したのか、その点についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

防災行政無線の活用につきましては、先ほど町長が答弁したとおり、Jアラートによる緊急情報伝達があります。先月の弾道ミサイル発射時におきましても、防災行政無線を通じ、瞬時に町民へ呼びかけを行い、有効に活用されていると考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 私もその防災無線を聞かせていただきまして、ああ、動いているなという感じはいたしました。しかし、Jアラートを確かに聞きましたけれども、ネット上、あるいは隣の桑折町では、Jアラートがすぐ出なかったという情報が入っております。町内でのJアラートの情報について、完璧にできたか、そしてこの次はどうなっているのか、その点についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

今般の弾道ミサイル発射時におきますJアラート発令におきまして、町の防災行政無線は正常に作動し、情報提供されたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今の課長の答弁で、完璧にできているということでしょうけれども、仮に完璧に寝てしまい、防災無線を聞くことができなかつたとならないように、あるいは先ほど出ましたように、桑折町のように情報が出なかつたとならないように、やっぱり十分な活用法を考えていただき、完璧に情報が発信できるように、常日ごろの研究をしていただければと思っております。

町民に危険を及ぼすような場合は、最新情報を出す必要がありますが、今回のミサイル発射の現状を見ますと、今後も起こり得る可能性を秘めていると考えます。ミサイル発射から約12分という短い時間で日本本土を通過してしまった現状を考えると、約10分以内に何もすることはできません。そのために、情報を出すことで町民が逆に混乱するのではないかと懸念されますが、その混乱を避けるためにどのような対応をされるかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

町民に危険を及ぼすことがある場合を想定いたしますと、弾道ミサイルが日本領域に落下、またはミサイルの破片が落下した場合等想定されますが、町独自の情報収集は困難であることから、国・県などの情報をもって町民に情報を伝えることが重要であると考えてございます。

町としましては、正確で的確な情報を収集し、町民の皆様に迅速な情報提供を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） こればかりは、情報を出すことによって混乱が起きてしまう、されど、情報を出さなければ次の災害を起こしてしまう懸念もあるということで、大きな判断を迫られることになると思います。しかし、安全な行動をしてもらうためにも、十分な説明が必要となると思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

では、最後の質問に移ります。

本年度も防災訓練が実施されますが、今後も続けていくとは思いますが、しかし、自然災害である地震や土砂災害だけにとらわれず、今回のようなミサイル発射時の避難行動もつけ加えることも必要ではないかと思っておりますけれども、その点について町の考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

町で実施しております防災訓練は、地震、大雨による土砂災害など自然災害を想定したものでございまして、今後新たな脅威となります弾道ミサイルに係る避難行動は自然災害時の行動とは異なることから、実施する場合は、通常の防災訓練ではなく、弾道ミサイルに特化した避難訓練実施が望ましいと考えているところでございます。

いずれにしましても、今後、弾道ミサイルに特化した避難訓練を実施する場合にあたりましては、福島県など関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私からも改めて最後にお答えを申し上げたいと思います。

これまで渡辺議員のご質問、北朝鮮の問題についてございましたけれども、弾道ミサイルの発射、そして地下核実験も行われ、まさにゆゆしき問題であると考えてございます。あらゆる手段を講じて、これをいわゆる阻止していくことがまず必要なのかなと思っております。

やはり国、国際社会でこういったことがないようにどうするんだということをしっかりとまず対応していただくことが私はベースにあるのかなと思っております。

ただ、これは当然あってはならないことでございますけれども、万が一ミサイルが着弾した場合は恐らく大変な状況になるんだろうと私も今質問を聞きながら推測いたしておったところでございますけれども、やはりいろいろなファクターがあるんだろうと思います。やはり町としてもできることをしっかりと研究、検討すべきなのかなと改めて今感じておるところでございます。

いわゆるミサイルに特化した形での訓練どうするんだというご質問でございましたけれども、実は中国・四国地方等々においては10カ所程度もう訓練もされておるといふ情報も入っています。そういった情報で、どんなことをやっているのかというこ

とも当然含めて、県でもどのような形で考えておるのかなども含めて、これはしっかりとリサーチをしていく必要があるのかなと私自身は質問を受けまして感じておるところでございます。

町としてやれることは、冒頭に申し上げましたように、情報の収集、伝達、共有なんです。これはしっかりと当然やらざるを得ない。プラスアルファで何かできることはないのかということも含めて、町として今後しっかりと検討すべき課題なのかなと改めて感じておるところでございます。

ただ、冒頭に申し上げましたように、あつてはならないことでございますから、ベースは、やはり国と国際社会でこういったことがないようにどうするんだということをしつかりとやってもらうことが私ポイントだろうと思います。十分国際社会を私自身も注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 課長及び町長からの今の自然災害以外のミサイルの避難の行動についてお話をいただきまして、町民の方々も安心できる部分が大分できたのかなと感じております。今までであれば、自然災害に対応すべき避難行動は、十分であるとは言いませんけれども、町民を含めて皆さんもやっている。やはり今後も起きることがなく、町民の安全・安心が確立できるまで、先ほど町長が言われたように、ミサイル落下時の訓練をやればということなものですから、それを強く望みたいと思っております。

最後になりますけれども、やはり災害はいつ来るかわかりません。そのためにも改めて、常にやっていることだとは思いますが、自助・共助・公助のすみ分けをしつかり理解していただけるチャンスだと考えております。今後も避難訓練を推進するとともに、今回のような不慮の災害に対しても慌てることなく行動できるように、全町民が安心して生活できるようお願いを申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、5番佐藤定男君。

（5番佐藤定男君 登壇）

5番（佐藤定男君） さきに通告しておりました内容に基づきまして質問をいたします。

国見町の借入金である町債とその返済についてお聞きいたします。

大震災後の復興のシンボルとしての道の駅国見あつかしの郷が5月3日にグランドオープンいたし、大きな区切りを迎えました。これまでの復旧・復興は決して平坦な道のりではなく、相応の費用も支出されております。現時点における町の借入金額と返済の見込みについて改めて確認しておきたいと思っております。

まず、町債の残高について、平成22年度、震災前ですね、それから28年度までの残高について各年度ごとをお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

一般会計における町債の残高についてであります。各年度ごと、年度末の残高でお答えをいたします。平成22年度が51億4593万4000円、平成23年度が51億3929万8000円、平成24年度が51億875万1000円、平成25年度が54億7872万6000円、平成26年度が58億7400万3000円、平成27年度が63億1049万9000円、平成28年度が66億8707万8000円となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいま残高をお聞きしましたが、大震災前、平成22年度の町債残高51億4593万円、そして平成28年度ですが、66億8708万円ということでありまして、この間、15億4115万円の増加となっております。特に平成25年度から平成28年度の間は毎年3億円から4億円の増加となっております。この増加の理由は何でしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

平成25年度、26年度は役場庁舎の建設の関係、さらに26年度から27年度、28年度は道の駅の建設関係についての増加分が主なるものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 役場庁舎と道の駅に係る町債の増加ということではありますが、役場庁舎の町債の金額、そして道の駅に関する町債の金額、どの程度投入されたのか個別にお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） まず、役場庁舎建設事業についてであります。町債として8億5190万円です。道の駅建設事業につきましては、15億8260万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 今の金額なんです。復興のための建設で、大分費用がかかったものと思います。

次の質問なんです。臨時財政対策債の残高について、平成22年から同じく28年度まで各年度ごとにお聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

臨時財政対策債の残高であります。これも年度末残高ということで、平成22年度17億3797万8000円、23年度が18億7481万1000円、平成24年度が19億6724万4000円、平成25年度が20億6331万6000円、平成26年度が21億2110万円、平成27年度が20億7256万

9000円、平成28年度が19億2832万9000円となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 臨時財政対策債、略して臨財債ということですが、これは本来地方交付税として交付されるべきものが、国の財政に余裕がないために、その分を町が一旦借入れをして、後で交付税措置されるものと理解しております。いわば国の赤字国債です。この臨財債が7年間で平均約2億円以上の起債となっております。議会も予算承認してきたところではあります、臨財債に対する町の所見を伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

臨財債につきましては、ただいま佐藤議員おっしゃったとおり、本来であれば国からの交付分として入ってくるものでありますが、一旦町が立てかえて、その後、国からの交付税として入ってくる金額でございます。今回、22年度から28年度においても2億円程度増えているということではありますが、これらについても先ほど申しました町債の関係と流れは同じだと思います。最終的には国で交付税で賄うこととなりますので、臨財債としては特に、増えた部分もありますけれども、問題はないと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 次の質問にまいります。

平成22年度の実質公債費比率及び将来負担比率についてお聞きします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

平成22年度の実質公債費比率につきましては14.9%、将来負担比率については85%となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 私のほうで23年度以降については事前に資料で確認しておりましたので、大震災前の実質公債費比率、そして23年度以降は12.9から6.4%と年々下がってきております。この比率は低いほど良好とされるのですが、私が不思議だと思うのは、先ほどの町債の残高推移では年々増加しております。それなのに実質公債費比率は下がっている。これらの数値は基本的にリンクするものだと思いますけれども、逆の数値を示しているその理由をお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

実質公債費につきましては、直近の3カ年の年度の平均ということでありまして、ただいま議員おっしゃった実質公債費比率が下がっていることにつきましては、町で行っている繰上償還の金額が多くなると、公債費比率関係の変動が出てくるとい

ころであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 私の質問は、繰上償還などをやれば残高が減少するわけですが、繰上償還をしても残高としては増えているんですから、増えたのにもかかわらず実質公債費比率が下がっているというのは、それは理解できないと思うんですけれども、別の理由があるのではないですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

直近の繰上償還をいたしますと、翌年度に返す部分の償還部分が減りますので、この比率が減ることになってございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 私の基本的な理解で、町債の残高が上がっていけば、当然借金が増えるので、返済の負担が多くなりますよね。そうすると、返済の負担が多くなるはずなのに、例えば繰り上げ返済をして、翌年に例えばその部分の影響があつて比率が下がるとしても、残高としては増えているわけで、私の基本的な考えはおかしいんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 総務課長が答弁いたしましたことと、もう一つの大きな要因といたしましては、元利償還に対する国からの交付税措置率が高くなっているものを選択して起債していることがございます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） では、次の質問にまいります。

執行部からいただきました資料によりますと、これは27年度決算における福島県内市町村の財政状況比較ですけれども、実質公債費比率が国見町は7.0で、県の平均とほぼ変わりません。一方、将来負担比率は62.3で、県平均が12.6ですから大分開きがあります。この順位も46のうち41番目で、低位となっております。経済環境や立地条件等の違いがあつて一概に評価はできないと思いますが、この数字に対する所見を伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 将来負担比率の件であります。これまで役場庁舎、道の駅関係で大型の工事関係がありましたので、このような結果にはなっておりますが、今後は大型の工事関係も予定はありませんので、今後この将来負担比率は下がっていくということでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 次の質問にまいります。

次に、借入金に対する返済力についてお聞きします。

町の財政を評価するには、いろいろな数字、比率があって、大変複雑であります。大筋で理解しやすくするために、一般の家計にちょっと例えて考えてみたいと思います。例えば年収500万円の人が30年で3000万円借りたといたします。住宅ローンですね。そうしますと、元金返済額は年間100万円になります。利息を除いてこの場合の返済比率は20%ということですが、実際は利息も払いますので、最終的には30%前後にはなると思います。年収の3割です。

私はこの辺の比率が何とか継続して返済できる数字だと思っておりますが、平成29年、今年度の予算書によりますと、自主財源は町が自分で稼げる分でありまして、町税、その他施設の使用料とかも入っておりますけれども、自主財源15億3300万円に対して、公債費が4億1500万円となっております。これを先ほどの、同じように返済比率ということだと27%です。

町としては単純に個人の状況と比較するのは難しい面はあるかと思っておりますけれども、今年度返済比率27%、町としてこれは低いのか高いのか、適切な水準であると考えているのかお聞きします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

まず、自主財源の主なものは町税となっておりますが、使用料として、保育所、幼稚園及び町営住宅等の特定財源なども一部に含まれているため、議員がおっしゃる自主財源ではなくて、歳入のうち町税と普通交付税が一般的にいろいろな事業に使える特定していない部分であります。この町税と普通交付税を加算した一般財源に対する公債費の返済比率で算出いたしますと、平成28年度決算で19.3%となっております。

この返済比率については、議員おっしゃるとおり、高くなればなるほどその年度に使用できる一般財源が減少することになりますし、財政運営上、町民サービスの提供にも支障を及ぼすものでございます。

なお、予算規模など年度間での相違はありますけれども、平成22年度決算時点における返済比率が18.5%となっており、その後、ここ10年間ではあります、10%台の後半で推移しているところであります。町としてはこの水準を継続していきたいという考えはありますが、当然このため、今後とも歳計剰余金処分等による町債の繰上償還を積極的に行って、健全財政を維持してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 私の自主財源と公債費の比率の見方、あとはただいま公債費、通常分と繰り上げ元金の部分、財源としては町税と普通交付税の合計ということで算出した場合は、28年度19.3%ということで、自主財源との開きでいくと約10%の開きがあるわけでございます。

いずれにいたしましても、借り入れをする場合につきましては、当然返済について

考えていかななくてはいけないわけなんですけれども、今の町の借り入れに対する返済力については、返済力は適正に保たれているなど、状況をお聞かせいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

ただいまの回答で申しましたとおり、この返済率についても10%台後半で推移しておりますので、健全財政の範囲内であり、健全財政を進めていくということでは問題ないと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） これまで現状の借入金と返済についてお聞きしてまいりました。大震災からの復旧・復興が最大の課題であったことを考えますと、町債の増加はある程度やむを得ない面があったと思います。問題はこれからの財政の運営だと思います。今後の町債の残高返済の見通しについてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

平成28年度末の一般会計における町債残高が議員お質しのように、東日本大震災及び原発事故からの復興・再生、まちづくり等の充実強化に向けてさまざまな事業をこれまで私が町長になりましてやってまいりました。ご承知のように、特に新庁舎並びに道の駅整備、これでいわゆる町債残高が24億3000万円になってございます。こういった大規模な公共事業に取り組んで、残高が66億8708万円となっております。

ただ、この町債につきましては、国からの普通交付税の補填が非常に高いものを選択いたしてございます。例えば道の駅整備に関しましては、15億8000万円のうち約60%弱が普通交付税から補填される事業の採択をいただいております。さらに、庁舎建設に係る町債につきましては、70%利子補填も含めて普通交付税によって措置されることになってございます。このため、震災前において、元利償還金のおおむね60%程度が交付税措置されていた状況でございましたけれども、現在ではおおむね70%以上の補填率になっており、現実の返済額は30%程度でございまして、震災前から見ますと非常に平準化が図られておる状況でございます。

また、今後でございますけれども、当然にいろいろと事業はありますが、このような大規模な公共事業は想定されておりませんので、町債発行額を抑えながら、町債総額は年々減少していくものと考えてございます。

また、これも総務課長が申し上げておりましたけれども、繰上償還がどこまでできるかが、今後の財政運営に非常に重要なところでございますので、それもしっかりとやりながら健全財政運営を図ってまいりたいと考えております。

一例でデータの的に申し上げますけれども、例えば各年度の償還額の比較でございまして。震災前、21年度、22年度、合計で約12億6000万円でございます。

近々の28、29年度は計画も含めてでございますが、12億3000万円、近々は繰上償還を数多くやっております。したがって、前段の平成21、22年度が9億6000万円、後段の28、29年度が7億5000万円ということで、また一方で現在、震災前よりも普通交付税の補填率が非常に高くなっております。ということになりますと、いわゆる現ナマ、つまり町の金で出すお金は震災前より現在のほうが非常に平準化が図られておる状況になっておるということでございます。

したがって、先ほどいろいろ比率を申し上げましたけれども、現在、前よりいいんだよという話になりまして、こういったさまざまな事情によってむしろ改善されているんです。ですから、その改善の流れをしっかりとここまで作ってきたので、やはり事業を採択するときに何を選ぶかなんですね。交付税補填のものを選ぶのか、例えば道の駅であれば、100分の20のものをとるのか、100分の70がとれるのかということが事業の課題でございましたけれども、100分の70をとりました。それはいろいろと調整しまして対応させていただいたなど、とにかく国からの補填率が高いものをいかに選ぶかによって、町債は多いんだけど、町の、先ほど申し上げられておりましたいわゆる家庭の中でいかに補填するかも含めての話になりますけれども、いわゆる現ナマをどう出すか、それはむしろ少なくなっておるとこののが現状でございます。

今後の償還の見込みでございますけれども、いろいろデータを私もあさってみましたけれども、今後、30年度以降の5年間、約3億5000万円ぐらいもし町債をやりますよと、何か事業をやりますよと、皆さんのオーダーでなつたとします。パークゴルフもやるよといろいろ言っていますから、そういうものはありますよ。あとはいわゆるハス池の周辺整備はありますから、3億5000万円、3億5000万円、3億5000万円と5年間やったという前提で実質84億円くらいなんです。

それで、償還をどうするかといった場合に、大体その計画を組んだときに、10年間は4億5000万円で行きます。その後10年間は3億円でいきます。その後10年間は1億円でいきます。それで全てペイします。現ナマはずっと1億円前後しか出ません。つまり先ほど言っていました70%は国から補填されるという状況はありますから、震災前、23年前のいろいろなことがありましたけれども、震災前の状態よりはむしろ今後のほうが、借金額は高いけれども、町としての現ナマが出ていくものは少なくなるという形になりますので、いわゆる財政運営の健全化、平準化がしっかりと図られていくと思っております。先ほど申し上げましたように、繰上償還をしっかりとやります。そして、今後事業をやる場合でも、なるべく実入りの良い事業を採択します。そのことによりまして、町全体が町民の皆さんに負担をかけないで済む流れになるものと考えており、現在もそうなりつつありますので、そこはまず議員の皆様はご安心をいただきたいと思っておりますし、十分償還ができる対応になっていきますので、計画を組みました。やれるから当然役場も作りまして、道の駅も作りましてという形になっておりますので、そこは議員も十分ご承知をいただいて、ご理解をいただいて、町政にご支援をいただければと思うところでございます。

以上、若干細かい話も申し上げましたけれども、そんな状況でございますので、しっかりと今後とも健全財政運営に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） ただいま町長から丁寧な答弁をいただきました。

町長のお話によりますと、補助率の高い町債の残高となっていると。そして今後は70%以上が交付税で措置されていくと。むしろ震災前よりも債務の状況は平準化されているんだということをお聞きしまして、私も認識を新たにいたしましたところでございます。

また、町政につきましては、今後高齢化がますます進んでまいります。社会保障費の増加は避けられないと思います。そのときそのときの適切な財政運営が今後求められてくると思います。

以上で私の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時5分まで休議いたします。

（午前10時56分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時05分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、1番松浦和子君。

（1番松浦和子君 登壇）

1 番（松浦和子君） 平成29年第3回定例会において、さきに通告いたしました内容について質問いたします。

平成28年6月の定例議会において、道の駅国見あつかしの郷を町の観光拠点とした構想について質問いたしました。いただいた答弁では、平成27年2月23日に国の認定を受けた歴史まちづくり計画に基づき、阿津賀志山防塁、奥山邸など、10年間の計画で整備を図ることを進め始めているとの答弁でした。

本年5月3日に道の駅国見あつかしの郷がグランドオープン。それからわずか2カ月半というスピードで来場者数が50万人を達成。これはまさにすごいことだと思います。オープン前、国見まちづくり株式会社の社長である町長が魂を込めてという言葉は何度もおっしゃっていました。私はその思いがしっかり伝わっており、既に起爆剤となっていると感じております。

しかし、残念なことに、観光の拠点となるべき道の駅に、国見町を紹介する案内図がありません。国見町の歴史はもちろんのこと、春の桜や藤の花、平泉ハス、果物の

花々が広がる田園風景があります。四季折々に見どころ満載の魅力ある町ですよと来場者にアピールする大きなチャンスではありませんか。例えば道の駅から阿津賀志山を望む駐車場の一角や施設の2階のあつかしテラスに阿津賀志山の歴史とか道の駅国見あつかしの郷の命名の由来などを記したプレートの設置をすれば、国見町とはこんな町ですといった情報の発信をしなければもったいないと思います。道の駅で休憩、買い物と食事だけで終わりではなく、拠点とすべき道の駅を大いに活用すること、路線バスの停留所が道の駅にでき、さらに交通の便がよくなりました。できることから実行していくことではないかと考えますが、どのようにお考えか伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 1番松浦和子議員のご質問にお答えを申し上げます。

皆さんご承知のように、道の駅国見あつかしの郷につきましては、大震災からの復興のシンボルとして、防災の拠点として、そして町の活性化を図る施設として整備をいたしました。この間、国・県、そして町民はじめ多くの皆様のご支援とご協力をいただき、5月のグランドオープン以来、町内外、県内外、多くの人々にご来場いただき、感謝の念にたえないところでございます。特に7月15日には来場者が50万人を超えまして、8月28日では来場者が80万人、本日で想定で約85万人になるという状況になっておるところでございます。

さて、ご質問の道の駅からの情報発信、伝達手段などについてでございますが、このように数多くの来場者があることを踏まえれば、いかにこの国見町の情報発信をそこにするか、重要な課題であるということで、私も前から強く強く認識をしておりました。これだけ数多く人が入るので、さらにさらに現在はその思いを強くいたしておるところでございます。

現在では、皆さんご承知のように、歴史産業コーナーでのビデオ上映、リーフレットなどの紙媒体でのPR並びに道路情報コーナーでのリーフレットの配置などを中心に実施をしております。一例で申し上げますと、食卓図鑑、レシピカードは非常に好評で、開業以来、既に40万枚を配布をしまして、さらに40万枚を追加して今設置をしておる状況でございます。そのほか、あつかし歴史館をやはりPRして、道の駅に来た方をあつかし歴史館にぜひ誘導したいということで、ビデオの前や周辺にあつかし歴史館の媒体をなるべく置くようにということで、パンフレットも含めて対応させていただいております。

しかしながら、いろいろこれはやっていますけれども、確かに道の駅を活用した国見町のPRはまだまだの感だなというのが、はっきり言って松浦さんと同感でございます。国見町には、歴史、食、生活文化、農産物などいろいろな魅力的なものがございまして、そういったものをいかに情報発信するのかがやっぱり十分考えていかなくちゃならないだろうと思っております。

ただ、その発信の手法について今私悩んでいるんです、実は。一番効果的なのは何か、パンフレット、絵なのか、あるいは映像媒体なのか、あるいは議員ご指摘の観光案内とかそういったものなのか、あとは直接町民が出向いて行ってそこでPRす

るのがいいのか、今文化財ボランティアの方がいますから、あそこでいろいろ歴史の話をして、効果的な形で呼び止めてやるという手もあるなと思っているので、そういったことがいいのか、施設の中なのか外なのか、場所はどこなのか、先ほど松浦議員から阿津賀志山が見えるところとありましたが、まさにそのとおりかなという感じはしますけれども、人の動きがなかなかまだ見えていない部分もあるんです。

私見ていますと、いろいろな方がいるんですよ。子どもさん連れは、つながる～むにぱっと行く方も結構いるし、あとはどちらかという、ミニストップに入っていく方だと子ども連れの方が結構多いんですよ。あとお二人連れの方は、どちらかという、直売所にすつと行く。それでゆっくり見ていくのかなと思ったら、目的地にすつと行ってしまふ方が多いです。見ていてください。割と右左見ません。もう目的地にすつと行ってしまいます。だから、そういったこともだし、毎日朝昼晩見ているので、何がいいのかというのが今まだ選択が定まっています。

いわゆる費用対効果、お金をかけるわけですから、1つ看板をつければ100万円、200万円かかります。だったら、もうちょっと違うものがあるのではないかという議論にもなりますし、先ほど佐藤定男議員からご質問がありましたように、これは単費でやらざるを得ないので、何がいいのかも今非常に頭が痛いところで、費用対効果も含めて、動きを今うちのまちづくり交流課でリサーチさせています、どういう動きの方がいいのか。その動きによって何がいいのかを選択したいと思っています。

直売もレストランもいろいろ動きがあって、まだまだ定まっています。これは当たり前ですよ。よく3年たたないと定まらないと言われてます。私も湯川・会津坂下の道の駅の駅長さんとよく話すんですけども、町長、3年かかるよと、収支も含めて3年かかるよと、3年たたないとわからないねという言い方をやっぱり異口同音に皆さんします。3年かかるそうです、やっぱり動きが見えるまで、いろいろな面で。あと収支などは3年かかると私言われているので、なるほどなということで今感じておりますけれども、いろいろと媒体があるので、その媒体が何がいいのか、あと動きによって、どういった場所がいいのかとか、その辺を今私熟慮している最中のございまして、基本は、松浦さんと考えは同じです。いつやるかだけなんです。

今やるのか、もう少し時間をかけて、町費を使うわけですから、効果的な使い方は何ぞやということを考えながら、ないよりあったほうがそれはいいですよ。ただ、お金がかかりますから、そこはやっぱり十分考えながら今後やっていこうかなと思っています。基本的な考え方は全く同じです。私上っていったら、2階のテラスなんかも何もないものね。あれも今指示して、何かできるものでやったらいいのではないのと、今、イルミネーションの時期までやる予定にしていますけれども、いわゆるイルミネーション、例の阿津賀志山に向けたものはやるようにはしているんですけども、やっぱりよく言われるんです、私上がると。何もないのではないかと、こう言われるんです。

ですから、まさにおっしゃるとおりなので、いろいろなことを含めて、いっぱいあります。ですから、そういったものを一つ一つ潰しながら、やっぱり私3年かかると

思っています、いろいろな面で。3年かけて、そんなに焦ってもしょうがないと思っていますから、ゆっくりと、来場者の動きを見ながら、十分取捨選択しながら、費用対効果を念頭に置きながら対応していきたいと思っています。思いは松浦議員と全く同じでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） ただいま町長より熱い思ひをお伺ひいたしました。落ちつくまで3年かかるというお話でした。この3年間、大いに議論し悩んで、良いものをぜひ作っていただきたいと思ひます。

と申しますのは、東京オリンピックまでもう3年です。太田町長は東京オリンピック組織委員会を訪問され、外国人旅行者に道の駅を核とした町の魅力を発信されることを表明しておられます。その行動力は誰にでもまねのできることはありません。10年計画で行うものの、毎年着実に積み上げていかなければ、チャンスがチャンスでなくなってしまうのではという思ひもありました。

私の友人が道の駅で桑折町の高齢者の方とお話をした際、阿津賀志山が1189年に鎌倉軍と奥州軍が戦った奥州合戦の地であることをそのとき初めて知り、驚いていたと聞きました。施設内に案内図があったら、説明しながらも楽しくお話ができたのではないのかなとそのとき思った次第です。ぜひ3年というその目安を大切に、今後ご検討いただければと思ひます。

次の質問に移ります。

同じく昨年の6月議会において、阿津賀志山の山頂からの眺望や整備について質問いたしました。しかし、有識者の意見として、眺望以外楽しめるものがない、観光スポットだけでは人は来ないと指摘されたというお話でした。そのような意見を述べられた有識者の方から、その後、山頂を魅力ある観光スポットとしてどうすべきかご提言いただいたのかお伺ひいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

昨年の6月の定例会で答弁をさせていただきましたが、当時、私は企画情報課長として答弁をさせていただきました。その概要についてお話はさせていただきましたが、そのときの阿津賀志山の整備構想につきましては、平成19年に立てたものになります。そのときの策定委員の方は今はいらっしゃいませんので、その後、町が策定してきた計画でさまざまなご提言をいただいておりますので、その部分をご紹介させていただければと思ひてございます。

まず、平成25年に「1000年のまち。これから100年のまちづくり基本計画」を策定してございます。この計画は文字どおり、将来に伝え続けるための計画ということで、その中心が道の駅の整備でございました。そして、この計画から発展をして、平成27年2月の国見町歴史まちづくり計画、同年10月の国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略、平成28年3月の第5次振興計画後期計画などが策定をされてきて

ございます。

これらの計画策定にあたり、有識者の方からいただきました観光づくりに関する意見、提言はおおむね次のようなものでございます。5点ございます。1つは、国見にしかない地域資源を最大限生かすこと、2つ目には、食べる、買う、遊ぶといった体験型のサービスを作ること、3つ目には、人が来たからだけでは変わらない、地域がもうかるビジネスモデルを作ること、4点目が、他人に伝えたくなる感動や意外性を作って話題性を高めること、5点目が、人材育成として交流と連携で持続的戦略がとれる地域のプロデューサーを育てること、の5点でございます。

私ども、さまざまな提言をいただきました。その上で、私どもも先進地の視察あるいは国・県、民間の事業者が開催する観光づくりの研修課等に赴きまして、自らの目と耳で勉強もいたしました。結果として、先ほど申しました5点の考え方、大体これと同様の考え方が示されているということがわかってございます。

ただ、大事なものは、理論的には同じことではありますけれども、いかに国見に合ったオリジナルの取り組み、観光づくりができるかという点が一番大切だと考えてございます。その落とし込みをどうするかが一番の観光づくりの課題と考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 国見に合ったオリジナルということで今答弁をいただきましたが、テレビのニュースの中で、島根県の町名とか村名は忘れちゃいましたが、その本当に過疎の地域で交通の便も悪い、そこに外国からの観光客が口コミで大勢行っているという様子が映し出されておりました。

それは本当に何もなくて、高齢者がほとんどで、高齢者が自分が作った、おじいさんが作った野菜を直売したり、観光、外国の方が村を歩いていると、この辺の言葉だったら、お茶飲んでがんしょと気さくに声をかけて、そこでいろんな村の方たちとともにするということでした。記者の方が言葉は大丈夫なんですかと聞きましたら、そこの方が、言葉なんて通じなくたって気持ちで通じるとおじいさんもおばあさんもおっしゃっていました。

ですから、外国から見えた観光客の方たちは、こんな不便なところに来て何がいいんですかという記者の質問に、一番は人の優しさだそうです。それから、日本独特の自然、山合いの日本の持っている自然、のどかな風景ということをおっしゃっていました。すごい口コミの観光だと思ってそのニュースを見ておりました。

ですから、確かにいろんなもの、国見にはどんなものがあるのかとか、それも確かに大切な追求かもしれませんが、私は受ける側で決めるのではなく、そこに行きたいと思うのは観光客であって、そういったところもまた分析していかなければいけない、受け身として分析していく必要があるのではないかと私はその番組を見てつくづく思いました。

国見町も町長を先頭に、副町長、関係課の職員、生産者と最近ではジュニア応援団の

小中学生も一役買い、精力的に米や果物の農産物の風評被害払拭に休日返上で全国を回り、販売促進や国見のPRに努めていただいております。これこそ最高の営業だと思っております。

以前お話しいたしましたが、有識者の万国共通の提言が果たして国见到てはまるのかといえば、そうではないと思います。耳をかし過ぎず、国見を知る地元町民の方たちの声を大切にしていかなければ、オール国見でなくなると思います。歴史まちづくり10年間の計画の中でじっくりと考え実行し、国見町の100年後に伝える1000年のまち国見をオール国見で作っていききたいものです。

以上で質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、10番阿部泰藏君。

（10番阿部泰藏君 登壇）

10番（阿部泰藏君） さきの通告に従いまして、農業ビジネス訓練所整備事業について質問いたします。

農業ビジネス訓練事業の目的について伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 10番阿部泰藏議員のご質問にお答えいたします。

事業の目的とのご質問でございますが、町の基幹産業であります農業の担い手の育成と主要農産物であります水稻、果樹に次ぐ野菜の多品目栽培による園芸作物の振興を図りまして、稼げる農業のビジネスモデルを構築することを目的として整備するものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この訓練所では多品目栽培を目的に挙げていますが、なぜ多品目栽培にこだわるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

多品目栽培についてのご質問でございますが、生産技術、栽培技術を向上させていただいて、年間を通して生産出荷をしていきたいと考えているものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 訓練所で農業ビジネスモデルを構築することを目的に挙げています。今までの農業は、立派な品物を作って共選所へ運ぶだけでした。農業をビジネスとして捉えることはすばらしいことであると思いますが、果たして農業のビジネスモデルとして構築できるのか、この点を伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

短期間といいますか、1年、2年の研修期間でその研修生がビジネスモデルになれるのかというご質問だと思いますが、農業ビジネス訓練所の整備につきましては、先

ほどもご質問ありましたが、野菜の多品目栽培による園芸作物の振興を図るのみではなく、町の基幹産業であります農業の担い手育成、それも目的達成の一つの手段として掲げているものでございます。

担い手の育成にあたりましては、町内外の青年層や会社を退職した者などの I・U・J ターンにより就農を希望する方などを対象といたしまして、農業経営の実践者などを講師とした研修カリキュラムによる栽培知識や技術の実践的な研修を行いまして、新規就農者の支援も含めて考えているところであります。

また、園芸作物の振興にあたりましては、町の気候風土に合う路地と施設を活用しました野菜の多品目栽培体系を確立するとともに、道の駅国見あつかしの郷などでの顔の見える販売につなげまして、農業生産者の栽培技術の向上と所得の向上を目指していくこととしているところであります。

また、研修を通じた担い手の育成、野菜の多品目栽培体系の確立、販売ルートの確保、これらが全て整ってのビジネスモデルと考えているところであります。事業を進めるにあたりましては、その目的が少しでも早く達成できるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） このビジネスとして、例えば道の駅で顔の見える販売をするというのが一つの目的だと思うんですが、稼げる農業とは具体的にどのくらいを想定しているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

数値的な目標につきましては現在持ち合わせておりません。今後の課題だと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 目的の中に、稼げるということ自体が、私もすばらしいなと思ったんですが、全国平均の給与所得当りは年間すると400万円くらいになるんですが、そのくらいは稼げるということなんでしょうか、どうなんですか、想定として。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

そのような数字も目標になるものと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次の質問にいきます。

整備事業、ハード事業は、道の駅国見あつかしの郷近隣農地を5,000平方メートル取得いたしまして、総事業費9586万6000円をかけて訓練所を整備し、平成30年度運営予定ですが、現在の進捗状況はどのくらいなのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

ハード事業に係る進捗状況についてのご質問ですが、まず施設用地につきましては、約5,300平方メートルの土地につきまして、土地所有者のご理解をいただき、間もなく契約を締結することとしているところでございます。

研修施設の建物につきましては、現在、業者に実施設計業務を委託しており、その業務が完了した後は建築工事を発注したいと考えているところであります。

そのほか、ミニトマト等の溶液栽培を計画しております鉄骨ハウスの建設につきましては、発注の準備を進めている状況となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次に、研修事業について、農業ビジネス訓練事業開始は30年4月を予定しておりますが、新規就農者の募集方法や説明会のスケジュールはどのようになっているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

研修生の募集方法や研修を希望する方を対象といたしました説明会についてのご質問ですが、募集方針や募集要項につきましては、現在検討しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） それでは、まだ検討段階で、募集要項などは全然まだわからないということなんでしょうか。ネットや何かへはまだそういうものは発信していないということなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

さきに答弁したとおり、現在検討中でありますので、決定してございません。町のホームページに掲載するということはまだ行ってございません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 長期研修者は3名程度なんですけど、研修者の研修資料やテキストなどのそういった費用は考えていらっしゃるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

テキスト代等につきましては町で負担しまして、実際に研修生が負担していただくということで現在考えておりますのは、事務用品など自分で使う文房具、あとは作業服、長靴等については自己負担と考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 同じく短期研修者、これは1講座二、三日で、年6回くらい開催予定なんですが、この部分は何名くらい想定しているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

短期研修のご質問でございますが、先ほど研修内容等検討しておるといってお話をさせていただきましたが、福島県の農業短期大学の研修なども参考にさせていただいて、今後確定していきたいと考えております。人数的な部分につきましても、農業短期大学のそういう研修について参考にしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） まだ確定していないということですが、次に、新規就農者が農業訓練所を修了しても経営を順調に進めることは容易ではありません。これは長期的な支援が必要と考えておりますが、この支援の内容についてあったら伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

新規就農者に係る長期的な支援につきましてのご質問であります。国・県・町の補助事業等の活用などが考えられます。新規就農時45歳未満の農業経営者であれば、経営開始型の青年就農給付金といたしまして年間150万円を最長5年間交付される事業もありますし、認定新規就農者に認定されれば、無利子の青年就農資金を3700万円まで借り入れすることも可能となります。また、農業機械の導入等につきましては、農業経営体育成支援事業等の補助事業もありますので、それらを組み合わせた支援ができればと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この交付金は年間150万円を最長5年間ですね。これは給付金の返済義務はどうなっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

ただいまの150万円の件のご質問でございますが、これは給付されるものでありますので、返済の必要はございません。ただし、当然条件がございますので、それはクリアされるのが前提となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） その条件をもう少し詳しく伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

青年就農給付金のご質問であります。先ほども申し上げましたが、独立・自営就農時の年齢が45歳未満でありまして、農業経営者となる強い意欲を有していること、また、町でも作成しておりますが、人・農地プランに位置づけられているか、または農地中間管理機構から農地を借り受ける等、一定の要件を満たす者に対する資金の交付となっております。また、就農5年後には農業で経営が成り立つ計画も必要でありますし、認定新規就農者に認定されているということも条件となっております。その条件がクリアされなければ、当然返還ということにもなります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 強い意欲を持ってやって、そして5年間農業経営を行えば、返済しなくてもいいということだと思いますが、結局のところやってみなければわからないという、例えば結婚したって離婚だってあり得るんだから、農業だって、やってみて自分に合わないとなれば、これ5年たらずして続けられなくなった場合、返済義務は生じるのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしました。当然条件がクリアされなければ、返還ということになります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 5年経営に努めなければ返済義務が生じるということで、これもやっぱりやってみなければわからないということも、農業でも誰でもあります。次の質問に移ります。

新規就農者の定住化に向けた農地の取得や住宅の賃貸など町の取り組みについて伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

町外からなるうかと思えますけれども、新規農業者の定住化に向けて、農地の取得とか、あるいは住宅の確保などについてでございます。

町外からの新規農業者の定着を図ること、特に地方創生事業のビジネス訓練所研修生の定住化を図るということは今後の国見町の農業振興、あるいはむしろ町政全般の町政振興の上でも、いわゆる交流人口の拡大、人口の増といった意味も含めて非常に重要な課題だろうと認識をいたしております。

まず、農地の取得、貸し借りなどについては、農地の利用関係の調整役として、このたび法律改正によって新たな制度となりました農業委員や農地利用最適化推進委員がおりますので、こういった方々と十分連携を図って対応していきたいと考えています。まず農地の取得についてはやっぱりその辺がベースかなと思っておりますし、いろいろな今未利用地の部分がございますので、その辺あたりを、むしろ町内会長さん

などと十分連携を図りながら、やはり農地の取得に向けた対応は鋭意町としていろいろと支援をしていくという形になろうかなと思っております。

また、住宅の確保につきましては、まず町営住宅は資格があれば当然入居可能でありますし、あと民間の住宅についても、研修生として十分連携して、情報を提供して入居の誘導を図るということもあるんだらうと思っております。また、空き家改修によるシェアハウスなども今いろいろと国でも動きが始まっていますので、そういったことにチャレンジすると。そして、その中でシェアハウスということで共同でそこで住んでいるとやっていくという、空き家対策で今いろいろと事業化されております。そういったことも含めて視野に入れて対応していければと思っております。

いずれにいたしましても、農業ビジネス訓練所の研修生が国見町に新規就農者として定住できる町としての誘導策ですよね。先ほど来質問いろいろありましたけれども、農地をどうするんだということはありません。住宅をどうするんだということはありません。さらに、先ほどいろいろ質問がありました、いわゆる農業者に対しての生活支援をどうするんだということもいろいろあるんだらうと思います。

私はそれ以上にやはり地域との連携だと思うんです。来てもすぐにやっぱり中に溶け込めないとお帰りにになってしまう方たちが多いんです。ですから、まさに地域コミュニティで、どういう形でそういった方々と連携を図って、そしてそういった方々をまさに定住化させ得るかというようなことも含めていろいろと検討する必要があるかなと思っております。

現在、地域コミュニティも各5方部の方々、一生懸命町内会等々やっていただいておりますので、そういった方々と連携を図るなど、とにかく地域に溶け込むと、いろいろと今やっておりますので、そういった事業等も連携しながら、そこら辺がやはり一番のポイントなのかなと思います。やったんだけど、すぐに帰ってしまったとなってはだめなので、そこは5年しっかりとそこでやってもらうということであれば、地域に溶け込む作業をしっかりやることだと私は思っています。そういったことを念頭に、定住できる誘導策については町としてもしっかりと当然やります。これは地方創生事業でやる事業でございますから、国と連携を図りながら、なるべく定住でき得るようなシステムを町としてもしっかりとつくって、定住策に対応していきたいと思っております。

もう既に11月にいろいろと県がセットしまして、首都圏でのそういった方々の誘導策の会議がございますので、そういったところにチャレンジすることにもしていますから、国見町としてコールを上げて、そこで来ていただいて定住化を図るなど、前向きにチャレンジしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ただいま町長が言ったとおり、この事業訓練生は、地域に溶け込むことが、まず物づくりや技術よりも一番大変なことかと思うんですが、地域として

もこれは温かく見守ってやることが重要かと思えます。農家の高齢化が進む中、これからの次世代農家の育成としてこの事業に期待しているところでございます。

以上で質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時50分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 午前中に引き続き、一般質問を行います。

次に、2番村上 一君。

（2番村上 一君 登壇）

2番（村上 一君） 第3回国見町議会定例会にあたり、通告に従い質問させていただきます。

最初に、地方創生推進事業について。

地方創生推進事業は、これからの100年のまちづくり基本計画に沿ったまちづくりを実践するために町民による協力姿勢が必要と考えます。そのためには町民の意識改革も必要であると思えます。

国見町流空き家改修プロジェクトでは、趣旨を理解し参加した町民が何人ぐらいたかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） 2番村上 一議員の質問にお答えいたします。

まず、国見流空き家改修プロジェクトについてはサブタイトルで、復興庁地域づくりハンズオン支援事業として実施しています「地域が育てる“若者”が創る地域～若者と地域をつなぐ廻るプロジェクト～」という正式名称となっています。その中で8月4日に開催しました国見ホイスコーレの第1回研修会の参加者に関するお質しということで回答申し上げますが、9名の参加者で、そのうち7名の方が町内の参加者ということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 参加者が9名ということで、町内から7名と。あと、町外からどういう方がそれに参加したか伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） お答え申し上げます。

町外からの2名の方につきましては、1人が福島大学の学生さん、もう一人が東京

からこの事業の趣旨に賛同して参加された方でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） では、次の質問に入らせていただきます。

町内には空き家が多く存在しますが、今回空き家改修プロジェクトで石母田地区の民家を改修すると聞いております。内容がどうなっておるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） お答え申し上げます。

今回の復興庁ハンズオン支援事業につきましては、3つの事業で構成されているところです。

まず、1つ目が中高生を対象としました、いわゆるアクティブラーニング的な国見プロジェクト学習、そして2点目が高校・大学生などが自ら考えて自らイベントを開催します国見カスタムラボ、そして3点目がそれらを合わせまして若者の学び、そして交流の拠点を作るという部分での国見ホイスコーレという3つの事業で構成をされています。お質しの空き家の改修につきましては、その学び・交流の拠点となります国見ホイスコーレの事業の中で取り組むこととしているところです。

それで、この国見ホイスコーレのもととなりますフォルケ・フォイスコーレというものでございますが、こちらにつきましてはデンマークにあります18歳以上の人を対象としました会話や対話型の事業を行う全寮制の国民学校を示すものです。デンマークと日本では国の教育制度や国民性の違いなどから、そのデンマークの仕組みをそのまま国見町に導入することは困難な話であり、また国内でもそのような事例もほとんどありません。

そのようなことから、今年度の国見ホイスコーレにおきましては、まず若者の学び・交流の拠点としての国見型のホイスコーレはどういうものが良いのか、そして場所や対象となる空き家の改修の内容、財源の確保、法的な課題の解決も含めて、復興庁や県の支援を受けながら、参加者みんなでワークショップなどを開催し検討していくということでやっているところです。

10月には第2回目の研修会を予定しており、その中では第1回に参加いただいた方とともに新たに希望される方、そして首都圏の建築学専攻の学生さんなども参加をいただきまして、場所や改修の内容等も含めまして検討していくこととしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 今の質問なのですけれども、その中で石母田地区の民家を改修すると聞いておるのですけれども、その内容をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） お答え申し上げます。

石母田地区の民家をということで限定的に考えているわけではございません。ホイ

スコアをどのような形で、どのような場所に作れば利用しやすいのか、また、若者の拠点となり得るのかということも含めて検討するというところで考えてございます。

それで、導入の最初の目途として、ご協力が得られる石母田地区の方に空き家を見学させていただき、今後検討を加えていくということでございますので、その空き家自体を必ず改修するんだという意味合いではなく、この事業の中でその利用方法、財源も含めて検討をしていくというところでございます。今後それらについては事業の中で具体化していくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 空き家を改修することなのですが、それには多大な費用がかかると思います。その捻出方法は考えておるのかお聞きします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） お答え申し上げます。

財源の関係でございますが、空き家の改修の程度にもよろうかと思えますけれども、古い空き家ですと通常一戸建てが建つぐらいの改修費用もかかる場所もありますし、最低限であれば数百万円程度ということも考えられるでしょうし、今それらも含めまして、当然町の財源は限られてございますし、町の財源で改修できるかという問題もございまして、それらの財源の確保も含めて、国見ホイスコアの事業の中でどんな手法があるのか、例えばクラウドファンディングを使うとか、それから現在ふるさと納税制度がございましてけれども、ふるさと納税もこの国見ホイスコアを作るための指定をしてもらってそれに充当するとか、企業版のふるさと納税とか、いろいろ仕組みがございまして、それらの制度も含めて財源を確保できるような形でみんなで考えていくということを進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

森江野徳江地区には改修しなくても使用可能な空き家があり、所有者は国見に研修に来た学生や町で活躍する方に開放して良いとも言っています。町としてはこのような事例を積極的に取り組んでいくべきと考えますが、いかがなものか伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） お答え申し上げます。

町で平成27年3月に調査をしました町内の空き家件数でございますが、178戸でございます。その管理状況も、それぞれさまざまな状況でございます。

それで、個人の財産ということもございまして、個人の所有者の方が今後の利用意向など全て町で把握している状況ではございませんので、空き家の所有者の方の意向と、活用でき得る町の事業等の内容も含めて、それらについては個別にご協議をさせていただければと考えているところでございます。

なお、徳江地区の第9町内会でございますが、昨年度から福島大学との域学連携事

業で学生とともに集落活性化事業に取り組んでございます。そして、この8月にはモモの収穫作業の支援ということで、10日間にわたりまして福島大学の学生延べ26名が徳江南部公民館に前泊をしまして農作業に従事したという例もございまして、そのような際の利活用も可能ではないのかと現段階では考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） やはり、今も課長が言われたとおり、第9町内会で農家に対しての援農ということで、宿泊に徳江公民館を使用したという中で、やはり公民館ではなくて、近くに空き家があるということで、所有者にその旨を話したら、無料で開放してもいいんだという話もありました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

これまで地方創生にかかわり、国見の良いところやお宝を発見し情報を発信してきた方々がいます。この方々が今後まちづくりの人材として活躍できる展望があるのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） お答え申し上げます。

この間、国見町として取り組んできました事業では、地方創生に関する事業をはじめ、基幹産業でございます農業、そして歴史まちづくり、道の駅の整備、東京くにみ会、応援団ツアーなどさまざまな事業において、町内外の数多くの皆様との接点がございまして、その中には、国見町の魅力を本気で感じられまして、自ら町などの事業に協力をいただいたり積極的に情報発信をいただいている皆さんも数多くおられるところでございます。

そして、町といたしましては、このようなさまざまな事業でかかわっていただいている皆様こそが町としての大きな財産であると。そして、今後とも引き続き接点を持ち続けまして、人材として活躍できる場の提供と、そしてお互いに対等な立場で協力・連携を図りながら今後のまちづくりにつなげていくことが必要であると考えてございまして、そのことが人材活用の今後の展望につながっていくものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 次の質問に移らせていただきます。

いろいろな事業を展開し、生まれた優秀な人材の活用が不可欠だと思います。町民の意識改革や受け入れ態勢の環境づくりが必要でないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

まちづくりにおける人材の活用に関するお質しでございますけれども、議員ご指摘

のとおり、まちづくりには地域の核となる「人」の存在は非常に重要であると私自身も認識をいたしております。

ご承知のように、私は町長就任以来、震災からの復興・再生の中でさまざまな新しい事業を展開してきたところでございます。その中でも、町の基幹産業であります農業の分野におきまして、将来を担う青年農業者、地域の産業を担う青年商工業者など、優秀な人材がそれぞれ育ってきておるなというのが実感でございまして、非常に頼もしい思いをいたしておるところでございます。

これら優秀な人材、今後の国見を担う宝と私は思っております。その活躍には地域の方々のご理解とご支援が必要であり、当然私ども町としての支援も必要だと思っております。これは、この宝をしっかりと使って、国見の将来の発展のために対応していく必要があるとまず思っております。

また、この夏に行われました各地区の夏祭りなどを拝見いたしますと、これは議員も何カ所かお会いしましたがけれども、まちづくりを地域自らの課題として積極的に地域コミュニティー活動としまして取り組んでいる多くの方々と、出会うことができました。今まで余りなかったんですね。いわゆる私どもの森江野地区でも、前なかったんですよ。実は、始まったのは三、四年前、震災後なのです。あとは、貝田地区などもすごく前向きにやられておるなど、このように各就業分野で活躍する若手の人材、そして各地区、コミュニティーにおいても独自の活躍をいただける人材がそれぞれ生まれつつあると考えております。

今後とも、この流れを変えることなく対応していくということだろうと思っております。具体的には、議員ご承知だと思いますけれども、青年農業者についてはモモのPRをはじめとする、いわゆる風評被害対策などに全国行脚をいただいておりますし、青年商工業者については今回の藤田の夏祭りも積極的にやられましたし、あとはフードフェスタもそうですし、国見バーガーなどもどんどん前向きに全国に発信をいただいておりますなど、非常に農業者・商業者ともどもいろいろな面で前向きに取り組んでいただいております。

それから、地域コミュニティーにおけるさまざまな人々でございましてけれども、こういった方々も、実は今あつかし歴史館でボランティアでいろいろな活動をされています。各地区の方々があそこに入られていろいろと活動をされているという姿を、私は見えています。あとは、各地区においてそれぞれ、コミュニティーの活性化にどうするんだという議論を含めて、さまざまな核の方々が、名前を言うと失礼になるので言いませんけれども、それぞれ、小坂地区は誰々、あるいは大木戸地区は誰々、森江野地区は誰々、あとは大枝地区は誰々、藤田地区は誰々ということで、非常にすばらしい人材が私育ってきておるなという思いをいたしておりますので、やはりこれは今までいろいろとみんな連携をやってきた成果が今回こういった形で出てきておるのかなと思っております。

みんな前向きになっておりますよね。とにかく町を前に進めるんだという思いを持った方が多くなってきておることを非常に私ほうれしく思っておりますのでござい

すので、今後ともこういった思いを前に前に進めていくと。そのためには、人材育成です。とにかく、地域というのは人がいないとできません。人がいれば、私は良い意味でできますので、とにかく人なのです。人1人で変わると私は思っていますので、そういった意味で今後とも、今、議員がおっしゃられました趣旨を十分踏まえて町政執行、しっかりとやってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） やはり、こういう創生事業といいましても、前に5月5日に民報で紹介されていたんですけれども、小林味愛さんですか、国見に移住して農産物を全国へというようなことで民報に載ったんですけれども、やはりそういう人たちの思いもありますので、しっかりと進めていってもらいたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、11番浅野富男君。

（11番浅野富男君 登壇）

11番（浅野富男君） 平成29年第3回定例会にあたりまして、一般質問を行います。

まず、1番目でありますけれども、非核平和都市宣言についてであります。

国見町議会は、平成23年3月15日、国見町を非核平和都市宣言とすることを決議しています。当時は、日本非核宣言自治体協議会会長の長崎市長、同じく東北ブロック幹事の宮城県町村会長からの提言もあつてのことです。世界で唯一の被爆国であり、その被害の現状を見る限りにおいては至極当然のことでもあります。

原子力については、爆弾と平和利用という装いはありますけれども、発電に利用されている部分があります。しかし、本町が原子力発電所の爆発で被害をこうむったことからわかるように、人類の力ではまだまだ制御することができない範囲にあると言えます。現在、世界は原発からの撤退という方向で動いていると言えます。

原子爆弾については被害の甚大さから核兵器の廃絶に向けた世界的な取り組みが進められてきましたが、ことし、人類史上初めてのこととして核兵器禁止条約が採択となりました。国連加盟国の3分の2にあたる国々の賛成がありました。平和のうちに過ごしたいと願う全ての人々の願いがようやく実った形であり、歴史的な価値のあるものであります。ところが、日本政府は、被爆国でありながら、核保有国が参加しないもとの条約では効力がないとのことで、条約への署名を拒否しています。このことは、実際に被爆された方々の理解は到底得られないばかりでなく、多くの人々の願いに背を向けることにもつながります。核爆弾、核兵器は異質の兵器であることからしても、世界中からなくすことに努力すべきことでもあります。

この核兵器に関しての国見町議会が決議したものは以下のとおりであります。

真の恒久平和は人類共通の願いであります。我が国は世界最初で唯一の被爆国であり、広島・長崎の悲劇は二度と繰り返してはなりません。平和を望む国見町民は、核兵器を持つ全ての国に対して核兵器全面禁止・廃絶を呼びかけるとともに、非核三原則を守り、これを完全に実施することを強く求めるものであります。ここに、国見町

を非核宣言都市とすることを宣言します。

以上のようなことになっておりますが、国連の核兵器禁止条約とともに国見町議会が決議した非核平和都市宣言についての所信をまずお聞かせいただきたいと思っております。
議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 11番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

核兵器禁止条約は、核兵器の全廃と根絶を目的として起草された国際条約として、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止並びにその廃絶を目的といたしまして、平成19年4月にコスタリカ・マレーシア両政府の共同提案として国連へ提出されております。本年7月7日に122カ国・地域の賛成多数により採択されたものの、現状の核保有国をはじめ、NATO加盟国やアメリカと安全保障に密接な関係のあるオーストラリア・韓国などとともに、先ほど議員が申したとおり、我が国も不参加になったと聞き及んでいるところであります。

しかし、日本国憲法の前文におきまして、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と述べており、また、「日本国民は平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しよう」と決意し、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と宣言しております。

さきに国見町議会が決議いたしました非核平和都市宣言は、平和を宣言する日本国憲法の趣旨と同一であるものと認識しているところであります。恒久平和という世界共通の理念を達成するため、戦争のない平和な社会を実現することは、これは国見町民全ての願いでもあり、人類共通の悲願であると考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ただいまの答弁のとおりでよろしいかと判断をするところであります。したがって、今、答弁に添えまして、この非核平和都市宣言の町であるということを示す表示、例えば看板などもあってもいいのではないかと考えるわけですが、これについてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

町では、議会における非核平和宣言都市に先立つ平成22年2月1日に平和首長会議に参加するとともに、原水爆禁止福島県協議会からの要請に基づきまして核兵器廃絶国際会議へのメッセージペナント等を送付しております。また、伊達地区青年共闘会議が主催いたします反核平和の日リレーに協賛しております。このほか、終戦の日である8月15日には半旗を掲揚し、町民の皆様に対して黙禱の依頼を行うなど、恒久平和に対する活動を積極的に実施しているところであります。

ただいま答弁いたしましたとおり、今後ともこの恒久平和に関する事業を中心に引き続き実施してまいりたいという考えであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） そうすると、核兵器について禁止することについては、いろいろ支援なりメッセージなりを寄せているという答弁でございますけれども、私の課題として、そのことを内外に示すという意味で、これを一目でわかるような表示をやったかどうかということでの質問でありました。この点についてお答えいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私からもお答え申し上げさせていただきたいと思っております。

非核平和を求めることにつきましては、まさに戦争のない恒久平和を実現する上で非常に重要な部分でございます。これは人類共通の悲願でありまして、また国見町民の全ての願いであると考えております。実は、この点については、私自身浅野議員と全く同じ考えでございます。

ただ、その意志を表明する対応、行動はいろいろあるかと思っております。これまで、町としましては、先ほど課長が答弁いたしましたように、核兵器廃絶国際会議へのメッセージペナントなどの送付、あるいは伊達地区青年共闘会議に対する反核リレーの協賛、あるいは終戦日の半旗掲揚・黙禱等々を毎年度、意志を表明するという形でやってきておるのが現状でございます。

確かに、意志表示の観点で今、浅野議員の考え方も一つの手法だろうと思っております。ただ、町としましては、今後とも、今、課長が答弁したように、このようなことをベースにしながらこの意志を表明していきたいと思っております。

また、私個人としましても、今後とも反核平和、しっかりと胸に秘めながら町政運営にあたってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） 町長の答弁もありましたけれども、本当にこの反核平和については、やはり人類共通の課題でもあると思っております。現時点ではそういった形の表示以外には考えていないということで、それはそれで答弁として受けたいと思っております。

次の質問にまいります。

2 番目でありますけれども、原発事故による損害賠償についてであります。

この事故からは相当の年月が過ぎ去りました。事故は広い地域に影響を及ぼすとともに、本町にもその影響はありました。したがって、自治体としての損害賠償も発生しております。この自治体としての損害賠償についての質問でありますけれども、この問題については平成25年の9月定例議会でも質問をいたしました。前回の質問に対するその後について尋ねることになります。

今では国の方針によるところの放射能除染作業などについてはほぼ終了いたしました。これからは復旧から復興に向けた取り組みの中で諸施策が進められることになると思っております。東京電力との賠償についてはどのようなことになっているか、まず伺っ

てまいりたいと思います。

1 番目であります。具体的な経済的な損害については補償があったものと聞いておりますが、これまでに町としてかかわりのあった事案に対する賠償についてのその項目、そして補償額についてまず答弁をいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） 1 1 番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

平成 2 3 年度から平成 2 7 年度分までの損害賠償について支払いを受けております賠償総額につきましては 3 9 2 8 万 8 6 8 9 円でございます。

うち、一般会計分につきましては、学校施設の表土除去、保育所遊具除染などに係る経費 9 8 3 万 9 2 9 5 円、空間線量測定及び食品自主検査に係る人件費としまして 5 9 9 万 5 9 3 5 円となっております。また、平成 2 3 年度原発事故対応に係る時間外人件費につきましては 8 0 7 万 9 7 7 4 円でございます。さらに、放射線量低減に係る空間線量測定器購入、講習会開催費用などにつきまして 9 9 万 4 3 0 5 円でございます。また、特別会計につきましては、水道事業会計におきます水道水モニタリング検査費用及び水道使用料減収分といたしまして 1 1 1 2 万 5 9 2 円となっております。また、下水道使用料の減収分につきましては 3 2 5 万 8 7 8 9 円となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） これまで賠償されたことについて答弁をいただきましたけれども、賠償請求した中で現在まだ未補償となっているものと、その請求金額について答弁願います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

請求申し立てを行いました平成 2 3 年度から平成 2 7 年度までの金額は、一般会計・特別会計合わせて 3 億 7 2 3 2 万 8 0 0 0 円となっております。そのうち、未賠償額につきましては 3 億 3 3 0 3 万 9 0 0 0 円でございます。

未賠償となっておりますのは、主な項目としましては、2 3 年度の時間外人件費及び物件費の一部でございます。また、平成 2 3 年度以降につきましては、東京電力と個別項目ごとに協議を進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） 補償されたものとまだ未補償になっているものを答弁いただきましたけれども、これまで、原発事故さえなかったら発生しないであろうと考えられる事案については全て請求しておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

原発事故の対応のために負担を余儀なくされました経費や税込、使用料の減収分な

ど、本件事故が原因と想定されます損害につきましては、全て損害賠償請求を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） 損害賠償に係る分については、全て請求するものは請求するという事で自治体はやっているものと思います。前回の質問のときは、その損害賠償の範囲については、原子力損害賠償審査会で損害賠償の範囲を判定し、その指針を示すことになっているとの答弁をもらっておりますけれども、現在ではこのことについてはどのようになっておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

原子力損害賠償審査会で示されました原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針のその後についてでございますけれども、新たに避難指示の長期化等に係る損害について追加されたところでございます。また、現在の賠償範囲につきましては、従来どおりとなっているところでございます。

その賠償項目といたしましては、検査費用、避難費用、一時立入費用、帰宅費用、生命・身体的損害、精神的損害、営業損害、就労不能等に伴う損害、財物価格の喪失または減少等となっているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） ただいま答弁をいただきましたけれども、本町ではこの事故によって新たな課を設け、放射能に汚染された環境の整備に迫られることになりました。それらに必要な人員を配置いたしましていわゆる除染作業を行ってきたところでありますが、本年になってこの専門部署である原発災害対策課をなくすことができました。しかしながら、人件費等の経費は発生しているものと思っております。このことについての質問でありますけれども、未補償となっているからといって支払いをおくらすことにはならないと思います。必要に応じて支出が行われることになっておりますけれども、その財源についての考え方についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

これらにつきましては、一般財源により支出してございます。これにつきましても、東京電力に対し、当然に損害賠償を強く求めているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） 損害賠償を求めるのは当然かと思えます。県でも、この損害賠償請求は行っていると聞いております。県内の市町村の損害賠償請求と福島県の賠償請求での連携はどのような形で進められているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

平成23年5月に福島県原子力損害対策協議会を設置いたしまして、損害賠償が迅速かつ十分に行われますよう、各種団体・自治体205団体相互の連絡調整を図りながら、国等への賠償に関する要望等の活動を行っているところであります。町としても、折あるごとに協議会などと連携し、対応しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 職員は、当然のことですけれども本来であれば町民への行政サービスのために働くことになっております。しかし、この事故の後始末のために働くことになったのがこの原発によって発生したものと考えております。先ほど申し述べました原発災害対策課は、その専門部署でもありました。この事故さえなければ費やすことのなかった時間とお金は、私は町民のものであることを考えれば、東電にはその責任をしっかりととってもらう必要があると考えております。町として、その責任の所在の考え方はどのようになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

原発事故により受けました被害の損害賠償についてでございますが、議員からこれまでにご指摘のとおり、その責任の所在は当然に経営者である東京電力にあるということは強く強く思っておるところでございます。

町では、これまでに発生しました除染、町民の健康管理の実施に伴う、先ほど課長が答弁しました全ての事業について、町民の安全・安心を担保するために東京電力に対しまして請求しておるところでございます。

いずれにいたしましても、町は今後とも、県、あるいは関係市町村、関係団体と十分連携を図って東京電力に対しまして厳しく損害賠償を求める立場にございますので、私ども国見町としましても、事故前の平穏な状態に戻るまで、今後とも継続的に粘り強く賠償を求めてまいりたいと考えております。

先ほど、浅野議員ご指摘の専門部署の話ですよね。あれは、まさに人件費なのです。うちの場合は6名のセクションでやりました。数年間あそこでやまして、まさにその部分については原発事故がなければできなかったセクションです。しかもコアの世界で、まさに町民の安全・安心を守るためにさまざまな対応をやってきたということでございます。私は、折あるごとに東京電力の幹部が来たときにあの場所を見せたんです。こういうところをやっているんだ、ここはとにかくプラスアルファでの職員を配置したエリアだから、これだけは絶対確保するからねと、最後まで粘り強くやるからねということで何回も私は申し上げます。

25年度の請求、26年度の請求、27年度の請求、あとそのエリアの中では県北浄化センターの問題がありました。その際にも、常に、大河原さんという福島の所長がおりました。それから、林さんという副代表の方がおります。特にお2人に強く強く申し上げてきておりますし、今後とも、やはりこの問題については間違いなく原発

事故によって生じて職員を配置して対応したエリアでございますから、このことは絶対とらなくてはならないと私自身思っていますので、そこは強く強く今も思っていますから、28年度分も近く請求します。

それについても、今、私申し上げたようなことで対応していきたいと思っていますし、今、県とも実は連携しております。実は、宮城県で若干支払いがもうなされたという情報が入っています。浅野議員のところに入っているかどうかわかりませんが、本体の部分で若干支払いがなされたという情報も入っていますので、これはやっぱり福島県にも頑張ってもらわなくてはなりません。福島県と私ども、連携しています。あと、ADRの問題なんかも、今、福島県と連携しながら、ご指導いただきながら、そういう土俵も作るべく今いろいろやっていますので、そういったことも含めてしっかりと県と連携しながら、人件費の問題は県も市町村、自治体、全て一緒ですから、十分連携して力強く請求してぜひ確保していきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ただいまの町長の答弁を含めまして、先ほどの課長の答弁の中に、やはりまだ未払いになっている部分があるという答弁がありました。賠償が完全になされないうちは終わりではない、このことをしっかりと見据える必要があると考えております。事故から既に6年がたっておりますけれども、まだ未払い、支払いに応じないということはその意思がないのではないかと推測をしたところでありますが、請求する側といたしましては必ず賠償に応じてもらうということで臨む必要があると考えております。ぜひとも、あきらめることなく追求すべきことであることを申し上げて質問を終わるものであります。

議長（東海林一樹君） 最後に、6番村上正勝君。

（6番村上正勝君 登壇）

6番（村上正勝君） では、さきの質問通告書に従いまして、これより質問に入りたいと思います。

異常気象による農産物被害についてを質問いたします。

ことしの夏は7月までは高温で、まさにすばらしい天候だなと、ことしは水加減が仕事かなと思っていたやさきに、8月に入って一変し、とんでもない長雨、低温、日照不足で、気象庁では50年ぶりか、省庁始まって以来の天候だということであり、モモの晩成種については落下の被害や価格の下落により農家の収入減が大きくなるものと懸念しております。

また、福島県の「天のつぶ」については、飼料米は遅く植えたところはやっとなら8月の天候が少し回復したところで穂が出てきたような状態であります。通常は、稲は幼穂形成期に低温があれば被害があるんですが、ことしは幼穂形成期までその被害に遭うぐらいまでの低温にならないと。17度以下だと当然深水管理で稲の被害が起きないよという指導があるんですが、ことしはぎりぎりの20度ぐらいの気温で推移

したと。そういう中で稲の穂も遅く出て、そしてその後、低温、長雨となったのがことしの異常気象であります。これらの状況を受け、JAふくしま未来では異常気象対策本部が設置されております。このことについて、町としてどういう考えがあるか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 6番村上正勝議員のご質問にお答えいたします。

質問の内容でございますが、天候不順に伴う農作物への影響についてということではよろしいでしょうか。

6番（村上正勝君） はい。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。県や農協などの関係機関や団体の情報をもとに答弁させていただきたいと思っております。

水稻につきましては、出穂期も平年並みであり、現時点で影響があらわれている状況ではないと聞き及んでおります。

果樹につきましては、まずモモであります。収穫時期が8月のお盆前後から後半にかけての川中島白桃、ゆうぞら、彼岸白桃につきましては、糖度が低く色づきが薄い、着色不良ですか、また果実の軟化が早いというものが比較的多かったということでもあります。リンゴや柿につきましては、現時点では生育に対する影響は確認されていない状況であるとのことでもあります。

野菜につきましては、キュウリの生育に影響があり、生産・出荷量が減少しているとのことでもあります。

いずれにいたしましても、現時点で極めて深刻な状況には至っていないと考えておりますが、今後の天候の推移に十分に注意していただき、圃場の観察を定期的に行い、適期防除に努めていただきたいと思いますと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 割合被害がないという答弁であります。実際に農家では、ことしの晩成種、川中島からゆうぞらはいまだかつてないような安値であります。これは、長雨による畑での落下、あとは共選場でも軟弱なモモははねられます。そして、市場価格が通常15玉3,000円ぐらいのものが1,500円、1,800円となっております。手取りは1,000円くらいで、経費もかかりますから、異常なる収入減ですよ。

あと、田んぼの水稻の被害も余りないだろうという見解ではありますが、きのう種場の集まりがあったんですが、圃場に入ってみると、実っていないような穂が随分見受けられると。これは恐らく共済には該当しないんだけど、ぎりぎりの不作だなど私は思っています。これは収穫に入らないとよくわからないところがありますが、農協としては対策本部を設置しています。具体的に収穫になって初めてその対策本部が機能するのかなど私は思っているんですが、モモの場合も収穫して初めて被害調査が該当するか、該当と言っても、大概水稻でも何でも3割以上のところの被害なのです。

すると、ことしは冷害とまた違い、水田も恐らく一、二割の減収かなと思っています。そうすると収入については、先ほど野菜のことを言われたけれども、野菜は異常に高値できた。これは価格で補われるんですが、米の場合、天のつぶなどは、俗に言う飼料米で相当作っているもので、これは収量が上がらないと当然減収となります。飼料米はそのものは安いけれども、収量が上がらないとこれも相当、国の基準に満たなければ飼料米としての価格が下げられます。恐らく農協、国・県ともそういうものでこれから協議していくと思うんですが、こういうのも一つの目安にある程度要請してもらわないと、恐らくモモの晩成種については、手取り半減どころかそれ以下だと思うので、そういうものも加味して、これから町としても天候不順による対策本部設置について、町の認識としてどう思っているか再度伺います。

議長（東海林一樹君） 村上議員、質問は簡潔にお願いをいたします。要点を絞って質問をしていただきたいと思います。

6番（村上正勝君） それでは、もう一回やります。

天候不順による農作物への被害が懸念されていると。迅速に対応するため、町としても対策本部を設置する考えがあるか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

これまでの天候不順での被害抑止に向けた対策本部設置についてのご質問ですが、天候不順が今後とも長引きまして被害の拡大が懸念される場合につきましては、対策本部の設置も視野に入れ検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 町単位で対策と言ってもなかなか大変だと思うんですが、これから農協、県、国でも、収穫時期になると、モモの価格への対応も話題になってくると思うので、そういうものも被害農家に対する救済措置として国や県に働きかけていく考えはあるか質問します。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答え申し上げます。

被害農家に対する救済措置について、国や県への働きかけについてのお話しでございます。

先ほど、議員に本当に詳しくいろいろとご説明いただきましたけれども、昨今の天候不順によりまして、まさに低温や日照不足、農作物への影響、すなわち農作物の収量減、それから品質の低下などもあったという話でございました。この被害に対する農家の救済措置をどのようにしていくのかは現在の農業をめぐる非常に重要な課題と私自身も認識をいたしております。

ただ、現時点において、被害額などについてかなり不透明な部分がございます。モモも、先ほどのお話のとおりでございます。金額はまだ出ていません。この件がどうなったという形になっておりませんし、あと米もこれからの状況、待ちでございます。

等々、いわゆる甚大な被害が目に見えている形で、例えば大きな台風が来てどうなったとか、そういうことであればすぐに対応ができるんですが、どうしても天候不順というだけで動いておりますので、なかなか農業所得が極端にどこまで減るんだということは現時点で推測の域を出ていないんですよ。ですから、明らかにこういう状態になってくんだという事態になれば、当然私どもも腰を上げなくてはなりません。今、土俵は既に作っていますから、そういう状況を十分踏まえて、もしそういうことになれば、当然国・県に対して農家救済の働きかけを行うというのは、すぐ私は行きますよ。

ですが、今行ったら逆に「何で今来たの」と言われますから、それはやっぱりだめなのですね。タイミングというのもございますので、国見町の被害はこれだけありますよと、ですからお願いしたいという形で行かないと、これはタイムリーではないですよ。

ですから、そこをしっかりと読みながら私はぜひやっていきたいと思っています。同時に、これは町だけの問題ではございません。JAさんはじめ、各農業団体の問題、関係市町村の問題、あるいは関係団体の問題、全体的な問題ですから、そこを連携しないとだめなのですね。これは、町だけでやってだめですから、全体でやっぱり連携していかにかどうするんだということをアプローチしていかないと、国・県も腰を上げませんので、そこをベースから、国見はこれだけはやるよ、桑折はこれだけやるよ、伊達はこれだけやるよ、したがって連携してやりましょうということによっていく必要があると私自身は思っております。議員お質しのとおり、確かに天候不順で被害はございます。ですから、ある被害がどういった状況になるのかを十分見きわめながら、今お質しの国・県に対する救済並びに対策本部の設置なども含めて、土俵ができていますので、いつどうやっていくのかについてはそういったものが確定しないとなかなかでき得ないということなものですから、その辺を十分見きわめながら、これは適時適切に前向きに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今、町長から答弁のとおりなのですが、私も長い農業経験の中でこんな異常気象は初めてなのですね。ただ、異常気象と言っても、台風の被害でもなければ、直接被害が出て、落下したわけでもありません。そうすると、こういう異常気象というのは気象庁始まって以来50年ぶりだなんて言いますが、今後、県、農協の対策本部をやっていると思うので、町としても、今後被害状況が出て皆さんの収入減になれば、対策本部などで要請活動をやってもらえればありがたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

午後 2 時 1 0 分より広報常任委員会を委員会室にて開催いたしますので、ご参集願
います。

明日は午前 1 0 時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

皆様、長時間にわたりましてご苦勞さまでした。

(午後 2 時 0 2 分)

第 3 日

平成29年第3回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成29年9月8日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 5号 専決処分の報告について
- 第 2 報告第 6号 健全化判断比率の報告について
- 第 3 報告第 7号 資金不足比率の報告について
- 第 4 報告第 8号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 5 議案第39号 動産の取得について
- 第 6 議案第40号 平成29年度国見町一般会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第41号 平成29年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第42号 平成29年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	佐藤克成君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	菊地弘美君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。暑い方は上着を脱いで臨まれても結構です。
ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第5号 専決処分の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第5号「専決処分の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 報告第5号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は、議会の委任による専決処分につき、報告のみにとどめます。

◇ ◇ ◇

◇報告第6号 健全化判断比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第6号「健全化判断比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 報告第6号、健全化判断比率の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第7号 資金不足比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第7号「資金不足比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 報告第7号、資金不足比率の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第8号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第4、報告第8号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） 報告第8号、町が出資している法人の経営状況についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、出資法人の経営状況につき報告のみにいたします。

◇

◇

◇

◇議案第39号 動産の取得について

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第39号「動産の取得について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） 議案第39号、動産の取得についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第40号 平成29年度国見町一般会計補正予算（第3号）

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第40号「平成29年度国見町一般会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 議案第40号、平成29年度国見町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 補正予算書の13ページ、総務費の5目財産管理費になります。

18節備品購入費ですが、金額が295万円、車両船舶費となっております。公用車の購入かと思われますけれども、更新のための支出でしょうか。そうであれば、更新

前と更新後の車種をお聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

備品購入の公用車の購入ということで、これにつきましては現在、公用車として使っておりますステップワゴンが更新基準を超えて老朽化しておりますので、これにかわるものとして同等の車種を購入したいとするものであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 私は以前、一般質問で公用車の管理、車種の選定基準についての質問をいたしました。今回の車両の更新にあたりまして、用途に合わせステップワゴンと同等の車種ということですが、ワゴン車から例えば普通車への変更等はできなかったのか、そういう検討はなされたのか、お聞きします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

公用車の選定につきましては、十分検討をいたしたところであります。前に佐藤議員からは軽自動車を多くしろというようなお話もございましたけれども、やはりさまざまな用途がありまして、大人数で移動する場合がありますので、その点についても考慮いたしまして、同等の車種ということで選定いたしましたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 私からは、同じく13ページの総務費、8目企画費の中で、ふるさと納税業務委託の補正で2658万5000円、その財源としての2600万円は多分ふるさと納税の金額かなと思っています。このふるさと納税業務の中身につきましては、返礼品及び送料、システム使用料と、あと基金積み立てとなっておりますけれども、どのくらいが返礼品になっていて、システム使用料というのはどのくらいになっているか、その内訳についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

ふるさと納税のその返礼品の割合かと思いますが、返礼品につきましては5割の返礼品を考えております。あとは送料で1割、業者委託で1割ということで、実質、町に入る収入については3割ということで計算をしておるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、ふるさと納税として町に3割ほど入ってくるというようなお話ですけれども、ふるさと納税として上がってくる金額が増えれば増えるほど委託料は上がってくるのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

ふるさと納税が多くなれば多くなるほどその委託料も上がるのかということですが、まさにそのとおりであります。渡辺議員がおっしゃられた財源が2600万円の中の委託料として、ふるさと納税の委託費1881万8000円、これはその返礼品であります。それとその下の14節使用料及び賃借料、この中でシステム使用料とありますが、これがクレジット関係で業者に支払う分と、その残りの分、25節のふるさと振興基金積立金で692万2000円とありますが、これらを合計しますと2600万円になりますので、そういう振り分けをしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 17ページの6款農業水産費、農業振興費で、負担金補助金及び交付金に農業経営力向上支援事業40万円とございますが、どのようなものなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 井砂議員のご質問にお答えいたします。

この40万円につきましては、貝田地区等圃場整備事業に関連する補助金であります。今回の圃場整備事業を契機といたしまして、地元では農業の担い手として農事組合法人の設立を目指しておりますことから、その組織に対する補助金になってございます。財源につきましては、農業経営法人化の取り組みに対する農林水産省の補助金であり、1つの取り組みに対して定額40万円の補助となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 総務課長にお尋ねします。

総務費における超過勤務と商工費における超過勤務を2つ合わせますと、今回の補正で3880万円が超過勤務として増えているようなのですが、まず総務費の超過勤務はなぜ増えたのか、商工費の超過勤務はなぜ増えたのか、根本的な理由をお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

超過勤務の増えた原因でございますが、総務費、商工費に限らず全体的には、最初の予算編成の段階におきまして超勤につきましては予算総額の5%以内という予算編成のルールがございます。町でもその指針で進んでいたところでございますが、今回やはり4月、5月の人事の異動の関係、さらには災害に関する復興事業関係で、それにかかわる従事ということで総務、商工関係が増えているということでもあります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 人事異動のために出たということなのですからけれども、やはり全体的に今、見させてもらっていると人件費の整理ということで、それぞれ増えたり下がったりとはあるんですけれども、余りにも今までの商工費の規格の中で1000万円近くの超過勤務が出るというのは異動するだけではあり得ないと思うんです。そうした場合に、なぜここだけが極端に上がってしまったのか。ほかの課だって当然異動によってかかる部分とかあると思うんですけれども、なぜここだけが急に今までにないような金額がはじき出されたのかがわからない部分なのですからけれども、その辺についてもう一度お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

商工観光につきましては、町の風評被害のPRなどもありますし、その関係でさまざまな事業、イベントがありましたので、復興関係でこの部分が多くなったということでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 復興のためにということなので、商工費の中ですからPRということとはまず道の駅のPRも含めてあるのかなと思っておりました。ただ、私は超過勤務を出すことが反対だとかそういうことではありません。当然、職員が働いているんですから、それは超過勤務は支払うべきだと思います。実際、予算を編成する場合にルールにのっとってやっているということなのですからけれども、やはりあまりにも特定の課だけが突発的に極端に高いということになれば、とりあえず予算を組んでしまえと。そして、補正で何とかしよう、昨年も最終的にはそういうお伺いをされてはおるんですけれども、やはり本当に必要なものであれば当然出すべきだと。今言っているの必要でないと思いません。当然必要だと思うんですけれども、余りにも極端な課ばかりに残業をやらせたんでは、やはり職員の給料が上がると同時に士気は逆に下がってしまうのではないかなと。やはりお金をもらう以上は士気も上がるような形を持たせなければ、職員がどンドンどンドンかわってしまうと。やる気を起こさなくなってしまうことが懸念されると思うんですが、そういうことを考えますと、今後のやり方について、これは副町長にお伺いしたいと思うんですけれども、やはりこういう形のものを作らないようにするには何か対策を考えていただけるか、最後にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

超勤のお質しにつきましては、過去にも予算関連の議会でも質問をいただいておりますし、また6月の一般質問の中でも松浦和子議員から質問をいただいているところであります。その中でお答えをさせていただいておりますけれども、震災からの復旧・復興は、言うなれば第2ステージに入ってまいりました。議員の皆さんはじめ町民の皆さんからご支援、後押しをいただきまして、復旧・復興も順調に進んでまいりました。第2ステージの目玉はやはりこのまちおこし、町の活性化、それ

のメインになるのは道の駅であります。道の駅を中心にこれから町の活性化を図っていくということではありますが、その根幹を担う部分につきましては、この商工総務費であり、この部分が増えているということでありまして、予算につきましては、今後のことも見通して組んでいるところであります。ご存じのように5月のオープン時には町長はもちろんでありますけれども、管理職も全員出て対応したところです。大勢の皆さんに来ていただいて、非常に活況を呈している状況でありますけれども、まだまだ中身につきましてはよちよち歩きでありまして、それに対応していろいろな施設の補強もしていかななくてはならないということで、6月議会でも8000万円の補正予算のご議決をいただいたところであります。等々、とにかく万全を期して、道の駅の運営にあたっていかななくてはならないということでありまして、この部分について膨らんでいる状況でございます。

当然、質問いただいておりますように職員の心のケアも含めまして、手当てをしていかないとならないということで、私自身も危機感を持って取り組んでおるところであります。まず6月の頭に、ここの課だけではなくて全課に対しまして、課の状況についてヒアリングをしました。そして、超勤の推移を見ておりまして、高いところにつきましてはピンポイントでその課について状況を把握して、さらにはいろんなケア等をしているところであります。状況といたしましては、そのようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 20ページの5項の住宅費、その中の11節で需用費44万円、消耗費で町営住宅の消火器の更新61本の件でございますが、この消火器は町負担なのか、あるいは入居者負担なのか。町負担として経費を上げているところでございますが、自分の財産なのだから自分で消火器を使うべきだという考えもありませんが、この条例でこれは定まっているものなののでしょうか。この件について見解を伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

これにつきましては、各入居者の戸内ではなくて戸外、要するに鉄筋コンクリート住宅3階建てとありますけれども、その通路に配備すべき公営住宅として設置をしなければならない基準がございますので、これについて更新時期を迎えたということで、設置者として消火器も配置をするということでご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 火災に関しては、そのほかに保険がございますね。この保険は町ではこの町営住宅にはかけているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） これについては、公営住宅の火災共済に加入してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 総務課長にお尋ねします。

この補正予算と関係あるので、まず、ことしの4月1日で町で配付しました職員の組織表によりますと、商工観光課は2名になっておりますけれども、これは今もって変わらないのでしょうか。というのは、ただいま7番議員からも質問がありましたが、今回の補正予算でこの商工費の中の給料が837万4000円追加になっています。これは人を増員するためのこの費用だと思うんですけども、それに間違いはないでしょうか。総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

商工観光費関係の人員でございますが、ここからの人員につきましては6名となっております。商工観光は商工費の商工総務費の職員の人件費関係、積算上は6名を積算しておるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） そこで、7番議員と関連しますけれども、この商工費の中での今回の補正の2604万3000円のうち、大体4割近くの金がこの超過勤務手当1020万円で異常です。ただいま副町長の説明がありましたので、後で副町長にも質問いたします。今回の補正予算の総額で見ますと、補正予算の総額で1億2677万4000円、そのうち超過勤務手当が4000万円を超えています。3分の1が超過勤務手当で、本来払わなくてもいい金です。職員には時間内にきちっとやるだけの仕事を与えていると思うんです。今回の補正予算のページ数は25ページ、職員手当の内訳の中で一番多いのがボーナスで9777万4000円です。その次が勤勉手当です。これは労働組合との話し合いあるいは法律で決まった金額が支給されて、これはこのとおり確定しておりまして、勤勉手当の6795万1000円。ところが、その次に多いのが超過勤務手当です。6573万4000円です。これは異常だと思うんですよ。と同時にこの人件費を圧縮するのはここしかないんです。だから、ノー残業デーを使ったり、何とかしてこの超過勤務を少なくする手だてはどこの企業でもどこの会社でもどの役所でも考えていることだと思うんですけども、その点について、総務課長、どうお考えでしょうか。

ちなみに今回の補正予算で一番多いのが総務費の2860万円、その次が商工関係で1020万円、その次は教育費で保健体育費300万円、社会教育費150万円、それから、その次が農林総務費が215万円、それ以外は大体10万円単位です。やはり全体の仕事の中で節約できる部分というのはここしかないんです。いかにして効率を上げてやっていくかと。それがこの数字でもあらわすとおりであります。特にことしの当初予算書で見ますと、商工費の中での超過勤務手当は58万1000円きり

とっていないんです。そこで、今まで8月まで、オープンも合わせて、これで間に合ったのかどうか。この商工関係のいわゆるまちづくりもこの中に入っていますんで、足りなかったらどこから補充したのか。そういった面についての説明を総務課長に求めます。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

まず、人件費として支出する足りない部分につきましては人件費内での流用で調整をしていたところでございます。さらにこの人件費関係につきましては、超過勤務につきましてはここ数年来、復旧・復興関係の事業で相当数、事業で出しておるところではございますが、突出していると言われる部分につきましても、やっぱり復旧・復興、災害関係の部分も多々占めております。さらに28年度の決算関係を見てみますと、超勤についても7300万円程度になっておりますので、今年度につきましては、この最終補正いただきまして6500万円で超勤関係については進めていくということで今回計上させていただいたところでございます。

なお、当初予算での、先ほど7番議員にお答えいたしましたけれども、当初予算ではやはり予算編成のルールがありまして、総予算の5%以内ということで当初では1700万円ほどを計上しているところでありました。さらにそれはルールにのっとって編成をしたところではございますが、増えている部分についてはほとんどが先ほど来申しております復興関係の事業もありますので、復興期間10年間ありますが、その間でこういう形で超過勤務の補正ということで上げさせていただいて、これについては当然に復興関係でありますので、損害賠償の金額ということでこれを明確にし、この人件費に関しても損害賠償で請求していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） そこで、副町長にお尋ねします。

まちづくり会社に業務委託してやっている道の駅と、道の駅の経営についての経費の負担は、今のようにあそこで働いたから残業手当を職員に出しますというのは理由にならないですから。まちづくり会社はまちづくり会社で、道の駅は道の駅ということはぴしっとやんないとわかんないですけども、組織上、町長が両方兼ねているというこの状態が本来は異常なのですよ。

そこで、お尋ねします。

副町長はこの6月の議会でも松浦議員から質問がありました、残業手当の削減というか、私も職員の中から残業が多くて困ったというこの話も聞いております。だから、この質問をしているんですけども、どのように今後考えているのでしょうか。やはり私も長い間いろんな仕事やってきまして、役場以外のこの仕事場は協同組合が多かったんですけども、企業内で黒字出すにはいかにして必要経費を落とす、人件費を落とす、そのためにはことごとく残業は削ってやりまして、私もその担当として長い間やってきましたので、苦勞もわかります。ここのところはどうしても国見町の今後

の町政運営にとっては避けて通れない件だと思います。

そこで、2つなのですけれども、1つは残業の手当です。本給と、それから各種手当とプラス残業、3つが給料になっているんですよ。もう1人当たり60万円、年間ですから平均しても。だから、そのそれを減らす手だては何かと。それと、このまちづくり会社と町との関係は、どういう業務提携になって、その辺は全て町の負担なのかどうか。この2点について、副町長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 超過勤務のお質しでありますけれども、これにつきましては6年半前になります原発事故、さらには大震災がございました。これの対応につきましては、まずライフラインの復旧も含めて、待ったなしの対応が求められたということでありまして、町民一丸となって取り組んできたところでありまして。おかげさまで復旧・復興も順調に進み、光が見えてきた状況であります。一例を申し上げますと、役場庁舎につきましても、復旧を余儀なくされた自治体の庁舎かなりありましたけれども、その中でいち早く復旧することができたということがございます。さらには住宅除染についても予定よりも早く終えることができた。そして、ことしになって、浄化センターの汚泥の問題につきましても全量を運び出すことができました。さらには今後の国見町を見据えた中で、核となる道の駅もスタートさせることができたということでありまして、議員の皆様のご支援、さらには町民の皆さんの後押し、そしてやはり職員の頑張りもあると思います。

超勤につきましては、23年当時から比較をいたしますと、倍以上に膨らんでございますけれども、やはりこの職員の頑張りなくして、今の状況はなかったのかなと私は捉えておるところであります。ただ、いかんせんこの超勤の状況を見ますと、ご指摘をいただいておりますように非常に多い状況にあるということでありまして、対応といたしましては町長はもちろんでありますけれども、私、総務課長を中心にいたしまして、先ほど渡辺議員に答弁いたしましたような対応、課のヒアリングあるいはピンポイントに高いところのヒアリング、さらには効率化を図るために組織の見直し等もやっているところでもあります。

復旧・復興の状況を見てまいりますと、27年、28年度がピークなのかなと捉えているところでもあります。ご存じのように原発災害対策課につきましても、そういった除染等の進行状況も踏まえまして、今年度からは室に移行するという見直し等もやっているところでありまして、そういう状況も踏まえた中で、今後を見据えて、先ほど総務課長も答弁いたしましたように、今回4820万円の補正をお願いしているところでもあります。28年度の決算額から15%減じたところで、補正をお願いしたところであり、その辺を目安に今後も踏まえた中で、その中で何とか創意工夫、効率化を図ってまいりたいと考えておるところであります。

それから、道の駅の運営に携わる職員のことでもありますけれども、今、研修ということで派遣をさせていただいております。基本的には建物のハードの整備につきましては町で、運営に係る部分についてはまちづくり会社でというようなすみ分けをして

いるところであります。派遣しております職員の手当等については町で負担をしている状況でございます。その辺のやり方につきましても、いろんな推移、さらにはどういった形が一番望ましいのかということも踏まえて、今後とも検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 町長にお尋ねします。

町長はただいまの質疑に対しての所見はいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げたいと思います。

超過勤務手当の補正予算の関係でのいろいろの議論であったかなと思っております。これは本当に副町長も今申し上げましたけれども、大震災があって6年半近く過ぎました。その間、本当に私、町長になりまして約5年近くになりますけれども、この間、震災の復旧・復興、それから、まちづくり、鋭意、これは私個人だけでなく町民やそして議会の皆様方のご支援をいただいてやってきたと。ベースは、職員なのです。やっぱり職員がしっかりと業務をやっていけば、復旧・復興はどんどん進んでいくということで、ベースは職員であると思いながらやってまいりました。ということで、これまで私、町長になりまして5年間でありましてけれども、本当に一生懸命やってきていただいているなという思いをいたしております。

そして、そういった中で特に一生懸命やる裏には健康の問題とかいろいろございすんです。ですから、そういったことも含めて私と副町長と総務課長をはじめ、担当係長も含めてでありますけれども、毎日その辺についてはなるべく健康管理の問題、それから、なるべく超勤を減らそうという話は常に私も叱咤激励しながら、そしてまた職員のところを回って、ノー残業デーもあるんです。きょうはノー残業だよと、帰ってねと、4時ごろ回るんです。きょうは水曜日だねというふうにしたたり、なるべくその健康管理も考えながら、一方で当然その震災復興も進めなくてはならない。そのパラドックスの中でいろいろとやっている最中でありまして。そういった中で、八島議員もご承知のように、大震災が起きまして集中復興期間が5年間ありました。復興創生期間に入りまして、2年目になりました。恐らく平成32年度まではさまざまな事業が来るんですよ。さまざまな事業がやっぱり国・県からのご指導によって、これぜひやってほしいと。特に風評被害の事業が来る。そうしますと、やっぱり町としてもなるべく原子力対策に対して支援をするといいますか、頑張らなくてはなりません。そういった思いに当然なっておるわけでございますが、これはやはり前向きに取り組んでいくということが非常に大切なのかなと思っております。

特に超勤の問題で4800万円の計上をさせていただいたということは本来であれば、八島議員とか渡辺勝弘議員のご質問のとおり、当初から読めるのではないかという話になるわけですが、ただ、この超勤の場合は予算的なルールがございまして、ルール分はしっかりとまずとると。そして、大きなハプニングの部分について

は補正予算でとるという一般的なルールがございまして、そういった観点からこれまでも大震災から復興の事業のものとか、あるいは今後、大震災、先ほど申しましたように損害賠償請求があるだろうと。そのときにこれだけの超勤がかかって、これだけ頑張ったんだという一つのメモリアルにもなります。あるいはその補正予算ということで、今、私、今こう議論していただいているの本当ありがたいですよ。この議論がまさに今後には私は通じていくと思うんです。渡辺議員、そして八島議員からご質問をいただいたことが私は今後、東京電力に、この前に浅野議員から質問がありましたように賠償請求の話になってきます。なるべくそのエリアをそのコアの部分については、なるべく数多く請求する。請求する理由として、補正でこれだけの予算とらざるを得なかったんだよ、そしてまた議会でもこれだけの議論があつて、大変な状況になっているんだよと、どうですか、東電さん、やはりこういったことも含めて絶対支払いをお願いしたいというベースにもなると。そういう意味でも本日のご質問はある意味で非常にありがたかった部分もございまして。またそれを踏まえてなるべく経費節減、そして、私も今、道の駅に社長としていろいろやっていますけれども、確かに人件費の問題、それから超勤の問題、非常に重要な課題だと十分認識をし始まっています。ですから、そういったことも含めて、ただいまのご質問を踏まえながら、さらに人件費の削減、そしてまた今後の国見町の活性化などなどにこれをベースにして、さらに対応していくと、そんな思いでありますので、今後ともご支援をいただきながらこの町政を職員ともども、そして議員の皆さんともども、町民ともども、前にぜひ進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時15分まで休議いたします。

（午前11時08分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前 11 時 15 分）

◇ ◇ ◇

◇議案第 4 1 号 平成 29 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（東海林一樹君） 日程第 7、議案第 4 1 号「平成 29 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第 4 1 号、平成 29 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 1 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第 4 1 号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第 4 2 号 平成 29 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議長（東海林一樹君） 日程第 8、議案第 4 2 号「平成 29 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第 4 2 号、平成 29 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 2 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長(東海林一樹君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、午後1時から議案調査会、現地調査を行いますので、地下駐車場にご参集願います。関係課長はよろしくお願いたします。

最終日の9月14日は午前9時より議会運営委員会を、午前9時15分より議会全員協議会をそれぞれ委員会室で開催しますのでご参集願います。

午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前11時25分)

第 4 日

平成29年第3回国見町議会定例会議事日程（第4号）

平成29年9月14日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 認定第 1号 平成28年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成28年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 平成28年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 平成28年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 平成28年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 平成28年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9号 平成28年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第10号 平成28年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第43号 平成28年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 第12 常任委員長報告
 - 陳情第19号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

（追加日程）

- 第13 選挙第 3号 福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合議会議員選挙
- 第14 議案第44号 和解について
- 第15 同意第11号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第16 同意第12号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第17 同意第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第18 同意第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第19 発議第 5号 国見町議会基本条例の一部を改正する条例
- 第20 発議第 6号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書
- 第21 議員の派遣について

第 2 2 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	佐藤克成君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局局長	蓬田英右君	まちづくり 交流課長	菊地弘美君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会計課長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。暑い方は上着を脱いで臨まれても結構です。
ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇認定第1号 平成28年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第1、認定第1号「平成28年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定については、町長提案理由の説明に際し、平成28年度個別の主要施策の成果として資料が配付されておりますので、質疑に先立ちましての説明は省略いたします。

おはかりいたします。

本認定に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って一問一答方式により質疑を行い、最後に全般的な質疑にしたいと思えます。これについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

なお、質疑にあたっては、議席番号、質疑事項のページ数及び答弁者を告げて、1件ずつ質問されますようお願いいたします。

それでは、はじめに、歳入について質疑を行います。

歳入については、第1款の町税から第20款町債まであります。質疑ありませんか。
7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ページ数は19ページになります。

産業振興課長にお尋ねいたします。

15款の財産収入における建物質借料ということで、金額が入っております。その部分については、シルバー人材センターから収入を得ているということなのですが、まずその辺についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

この賃借料につきましては、シルバー人材センターにお貸ししているということで、平成24年4月1日から賃貸を始めております。稚蚕飼育場のスペースがあいていたということがスタートとなっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） その場所は、森山の稚蚕飼育場だと思うのですが、前に大地の恵みさんに貸していたときに、雨漏りが大変ひどいということで、退去というかそこからは出ていただきたいということで、その後修理するお金、修理をしないと、その後は入れませんよというようなお話でした。今回に限っては平成24年以降は、金額は少ないですがシルバーさんにお貸ししているということで、なぜシルバーさんに貸すことができ、大地の恵みさんにはもう貸すことはできなくなったのかという点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

ただいまのご質問、大地の恵み館の契約については、ちょっと私のはっきり覚えておりませんが、今回シルバーさんにお貸ししている部分につきましては、1階部分の一部29.16平米で、雨漏り等の支障のない場所としてお貸ししているものでございます。

なお、利用状況につきましては物置、倉庫的な利用ということで貸し付けをしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございせんか。

歳入についてほかにございせんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質問がないようでありますので、歳入については質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

はじめに、1款議会費について、27ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に2款総務費について、質疑ありませんか。27ページから44ページです。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ページ数は36ページです。

19節負担金補助及び交付金の中で、デマンドタクシーについて伺います。

担当は企画情報課です。

これからの高齢化社会に向けて、お年寄りの重要な交通手段であります。しかし年間の利用者1万6945人を登録者数で割れば、年間3.1回しか利用をしていない状況であります。今後、高齢化社会に向けて町の重要な交通として利便性の向上を図るべきだと思いますが、対策はあるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

デマンドタクシーの関係でございしますが、28年度決算で951万5685円を支出してございます。こちらにつきましては、年々少しずつですが増加しているという

ことで、その原因につきましては、議員ご指摘のとおり利用者がだんだん減ってきているということでございます。

それで、デマンドタクシーの利用者につきましては、やはり高齢者の方が主体でございます。それで免許を持っていらっしゃる方が中心ということで、昨今、高齢者でも免許を持っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、だんだんやはり利用者が減ってこざるを得ないという部分もございます。

それで、6月議会で補正の議決をいただいておりますけれども、今年度地方創生事業の取り組みとしまして、その公共交通機関としてデマンドタクシーの運行のあり方について、ことし1年間といいますか、今年度末までに検討していくということで、現在その関係者からのヒアリングなどを終了しまして、事業主体でございます商工会さんをはじめ利用者の方々とか所管課の職員等々もヒアリングを終了いたしました。今後どうあるべきか、土日運行していないなどの要望もございまして、夕方やっていないとか時間帯的なご要望もありますので、その辺も含めて公共交通機関としてのデマンドタクシーのあり方について今後検討していく段階でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に3款民生費について、質疑ありませんか。44ページから54ページです。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に4款衛生費について、54ページから59ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に5款労働費について、59ページから60ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に6款農林水産業費について、60ページから67ページです。質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 産業振興課長でよろしいのでしょうか。

63ページになりますが、負担金及び補助金の項になります。農業振興費の中の負担金補助及び交付金という中で、備考欄に説明として、ふくしま未来営農指導事業で37万6000円ほど支出があります。

これは農協に支出しているのかと考えられるわけではありますが、農協は今かなり大きい組織で運営されているようですけれども、ここに出費しなければならない理由はどのようなことなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

ただいまの補助金37万6000円についてでございますが、これにつきましては、平成7年から1市2町で調整しながら、当時の伊達みらい農業協同組合の時代から補助をしているというものになってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、1市2町ということでありますので、ほかの市そして2町、それがそれぞれの負担割合で支出をされているものなののでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

伊達市、桑折町、国見町で補助をしているということでありまして、伊達市につきましては約70%、桑折、国見につきましては約15%ずつ補助をしているものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それぞれ負担をしているということなのですが、この名目だけ見ますと営農指導事業と受け取るわけなのですけれども、この事業の内容といたしますか、これを受け取ってどのような事業に使われるのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

営農指導事業ということで、農協さんの事業は多岐にわたるとは思いますが、営農指導に対する1市2町の補助金という形と認識をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 営農指導は農協が行うものであると思うのですけれども、それに対して町で援助をしなくてはならないということは、なぜ発生するのでしょうか。農協自体が営農指導として取り組むことが本来の筋ではないかと思うのですけれども、町としてこれに取り組んで、ここに援助する理由については、どういったことからなののでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

1市2町で連携してJAを支援していると考えているところでございます。

なお、この補助金につきましては、毎年1市2町で協議をしながら、連携を図って補助をしている形になってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 同じ産業振興課長だと思うのですけれども、66ページになります。

農地費の中で、多目的機能支払交付金ということで1377万6616円が支払われておりますけれども、まずこの中身についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

多目的機能支払交付金につきましては、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発展に不可欠な農地、農業用水等の資源について、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難になってきている状況にありますことから、農業者等が行う基礎的な保全活動や地域資源の質的向上を図る多面的機能の増進に寄与する共同活動を支援することとして、このような制度ができています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） それで、以前9団体にこれを交付しているということでお聞きしておりましたけれども、この9団体に対しての資金の割り振りというのは、あくまでも均等で9で割っているのか、あるいはその土地の面積などを加味する基準があるのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

これにつきましては、農地面積等に基づきまして、また活動実績に基づきまして交付しているという内容になってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 65ページの5目の農地費、13節委託料の中で大枝排水機場ポンプ運転管理の業務委託について伺います。

これは運転業務は年何回ぐらい行っているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

国見町大枝排水機場ポンプ運転管理業務につきましては、定期的に1回、試験運転は行っております。そのほか緊急時について、昨年につきましては3回稼働させているという状況になってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） このポンプ自体は随分昔の8.5水害用対策として使われたと聞いておりますが、この耐用年数もそろそろ寿命になって、果たしてそういった災害のときは大丈夫なのかという気持ちもあるのですが、今の状況について何ら問題はないのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

この運転業務のほかに電気工作物等の保安全管理、このような事業を委託しておりますし、平成29年度になりますが、ポンプ1台のオーバーホールの計画をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君、3回目です。

10番（阿部泰藏君） ただいまオーバーホールしたというのですが、こういった部品はいつまであるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

設備等につきましては、支障がないように業者をお願いして点検等については進めているということで、オーバーホールにつきましては計画的に進めていくということとしてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

2番村上 一君。

2番（村上 一君） 64ページの21節の貸付金、経営開始支援資金で70万円ずつ2名ということなのですけれども、これは前にあった後継者育成資金というような資金だと思うのだけれども、その内容をお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

28年度につきましては、70万円を2名の方に貸し付けているということになってございます。これにつきましては、町の経営開始支援資金貸付要領に基づきまして2名の方に貸し付けたということになりますが、申請の手続等につきましては就農計画の作成などを義務づけているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

村上 一君。

2番（村上 一君） 開始資金ということで、つまり無利子で貸し付けではなくて何年かやっていけば返すことはないという資金だったと思うのですけれども、その点を伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

無利子で貸し付けておりまして、据置期間は5年と設定をしてございます。その際継続的に農業を行うこととし、その後、一定の要件を満たしていれば貸付金については免除するという制度になっているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

(発言する者なし)

議長（東海林一樹君） なければ、7款商工費について、質疑ありませんか。67ページから71ページです。質疑ありませんか。

1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） 4目まちづくり交流推進費、13節委託料、71ページになりますが、備考欄に地域食材活用579万9600円があります。これはレストランメニューの開発等に充てられたとの説明ですけれども、2回にわたって食の文化祭を開催し、国見町食卓図鑑を作成しております。この食卓図鑑を参考に、レストランのメニューに活用することを前提として、また国見の伝統食を探す目的で皆様から寄せていただいたお料理だったと思いますが、あれだけの皆さんからご協力をいただいて、新たにメニューの開発に579万9600円もかける必要があったのか、まちづくり交流課長にお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） 1番松浦和子議員のご質問にお答えをいたします。

まず、地域食材活用事業の中身について少し説明をさせていただきます。こちらの部分につきましては、議員からお話があったように、道の駅のレストラン等で提供いたしますメニューの開発ということになってございます。ただ、その中にはメニューの開発だけではなくて、食材の仕入れ先の選定であったりとかレシピの作成であったり、また、開業前に行いましたプレパーティーを行ってございますが、ここで提供された料理等の食材費、さらには調理代等も含んでいるところでございます。国見の郷土料理や行事食をレストランでのメニューに反映したいということで、今ほどご指摘のありましたように食の文化祭、あるいは食卓図鑑の部分を参考にしながら、プロの料理人等のアドバイスをいただきながら成果にしたということでございます。目的としては同じように見えますが、アプローチあるいはその成果を利用したの取り組みということで、こちらで支出をしているというところでございます。

なお、食卓図鑑、食の文化祭の件につきましては、当初から道の駅のメニューの開発につなげるのだというところだけではなくて、国見の食文化を見直すということでここに住んでいる方々の誇りになるような、お母さん方がきらきらと輝くような状態を作り出すことで元気を持っていただきたいと、さらに国見の食文化を発信していきたいということで取り組んだ事業でございます。

事業の実施にあたりまして、国見の郷土料理、あるいは行事食ですね、なかなかそのようなものがはっきりと伝わっていなかったということがございましたので、家庭料理の中にあるだろうということで事業を行ったものでございます。これらは確かに道の駅でのレストランメニューのベースといいますか、そういうことで利用をするという目的もございました。

さらには、加えてさまざまなマスコミ関係に取り上げていただいたということで、県内各地から譲ってほしいとの電話が殺到したということもございました。新聞に出る、あるいはテレビに出るということで、より多くの方、わざわざ役場まで足を運ん

で、あるいは郵送料を負担して手に入れていただいております。間違いなく、お母さん方の料理が響いたからこそ行動喚起されたものと思っておりますし、相当なPR効果が出ているということだと思っております。

さらに加えて、昨年度策定してございます食育計画の中に大きな影響を与えてございますし、学校での給食に取り入れて提供されるなど国見の食文化を見直す上でさまざまな反響を呼んでいるということで、少し趣旨が違うというところをご理解いただければと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 同じく71ページのところなのですが、これもまちづくり交流課長にお尋ねいたします。

その下段でありますけれども、備考欄におけるママネットワークの構築ということで543万4000円が支出されております。これは前にお聞きしましたように、県外、山形県とか宮城県のママのネットワークづくりの広報に使わせていただいたという説明をいただきました。であれば、町内におけるママたちに対する広報のネットワークはどういうふうになっているのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） 7番渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

当該する委託料の木育推進人材育成事業とママネットワーク構築事業の部分のお質でございますが、大きく2つの契約をしてまちづくり会社に委託をしておりますが、それぞれ少し中身が違ってございます。

まず、ママネットワーク構築事業について説明をさせていただきます。

ご承知のとおり、国見町はママに優しいまちづくりも含めて、ママのネットワークをつくっていくということで、ママまつり、あるいはママフェスタを開催してきました。これには子育ての支援という意味もございますが、その主たるところは子育て世代の支援、さらには女性の社会参画といったところもございました。私ども、今回委託をするにあたりまして、道の駅の木育広場につなげるという主目的がございましたので、まずは道の駅のCMになるようなところ、さらには県外の交流イベントで道の駅を知ってもらうママのネットワークをつくっていくというところを主目的といたしたところでございます。

ママネットワーク構築事業につきましては、以上のような目的を持ちまして、主に県外でのママフェスタ、あるいはワークショップ等のイベントを中心に行っております。県外の部分でありますと、宮城県、山形県を中心にして10カ所ほどやっております。さらに国見の取り組みとしては、ママの社会参加等の部分を促進するというので、ママにまずは興味を持っていただく事業をやっていくということで、フラワーアレンジメント、美容講座、さらには子育てを遊びの中で考えていただくということで、ベビーインストラクターの講座とか子育て支援員の講習、あるいはマ

ザーズコーチングで専門的な知識も学ぶという取り組みもやっております。

次の、木育推進事業の関係でございますが、これは国見町がウッドスタートの宣言をしてございますので、その意味で主に町内の木育に関する啓発事業で行ってまいります。国見の木、ぬくもりを伝える事業ということで、まずは観月台文化センターにおいて木を使ったおもちゃのワークショップ等を開催してまいります。これには子どもさんとお父さん、お母さんだけではなくて、その上のおじいちゃん、おばあちゃんの世代も一緒になって参加をしてやってもらおうということをコンセプトに行ってまいります。さらに、おもちゃ祭り、あるいはマムフェスタ、大人と子どもたちの遊びの講演会ということで、これも全て木を使ったおもちゃ、あるいは木育というところに主眼を置いて町内の方々を対象にやってきた、取り組んできた事業でございます。木育広場というものがきちんと道の駅の中に整備をされるということで、その利用あるいはPRを含めて、この2つの事業に取り組んできたということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に8款土木費について、71ページから77ページです。質疑ありませんか。

8款土木費について質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に9款消防費について、77ページから81ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に10款教育費について、82ページから102ページです。質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） まず教育費の中でコミュニティ・スクールのことに対してお尋ねします。

こちらの主要施策から抜粋させていただきますので、よろしくお願いたします。

教育費における旅費及び需用費の中身について、まずお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティ・スクールの旅費の中身のお質しですが、まずコミュニティ・スクールの委員の出席に伴う費用弁償、約9万3600円、あとは先進地視察研修旅費等について約6万円ほどという内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、旅費の点でしたが、需用費についても答弁願います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） お答えいたします。

需用費につきましては、消耗品が2万円ほどと、あとは印刷製本費ですね、コミュニティ・スクール学園のパンフレットを作成しておりますので、そういったもので約11万円ほどという支出の内容となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そこで教育長にお尋ねいたします。

このコミュニティ・スクールにつきましては、県内でも大玉村が先進地ということで、大分その辺でいろいろな部分でやってくるということで見させていただき、私も一般質問の中でコミュニティ・スクールのことについてお尋ねをいたしました。その中で、やはり大玉村がやっているからそれに合わせるのではなく、国見型のコミュニティ・スクールを作っていくべきであるし、作ることを目的にしているということでお話を聞いておりましたが、この総事業費が30万円という金額でコミュニティ・スクール事業の成果が出ていると私は全然感じておりませんけれども、その辺について教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

まず、30万円という費用の件ですけれども、コミュニティ・スクール事業ということで文科省の10万円の補助にかかわる部分についてはこのとおりでございます。それから、社会教育費から出てきている費用もありますので、30万円で全てを賄っているということではありません。そのことをご了承いただければと思います。

それから、成果についてのお話しですけれども、大玉村が先進地ですので参考にはさせていただきましたが、今議員ご指摘のとおり、大玉村と同じようなことを追ってきたわけではありません。ご承知のように平成24年に小学校が統合して、それから25年に保育園・幼稚園が統合しましたので、それにかかわって国見町で教育に関して大事なことがいろいろあるかと思っておりますけれども、まず地域と学校がしっかり連携し、地域が学校を支えるという仕組み作りを構築する必要がありました。統合した学校について地域がかかわることがなかなか難しいというようなことで、仕組み作りを進めるところから始めたわけです。そして国見型のコミュニティ・スクールを進めてまいりました。おかげさまで、学校支援ボランティアの人数が160名程度と、それからちょっと今件数、手許に数値がないですけれども、学校支援について4月の通学の補助、それから鉛筆の持ち方、書き方から始まって体験的な畑作とかいろいろな形でご支援をいただいております。大きな成果があったのではないかと私どもでは感じているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 86ページの小学校費、13節委託料の中で送迎委託業務、スクールバスの送迎なのですが、小学校を統合してからと比べれば50%くらい上がっています。このスクールバスの送迎委託について、決め方について伺います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 阿部議員のお質しにお答えいたします。

スクールバスの決め方ということでございますが、スクールバスの運行検討委員ということで、ちょうど28年度が契約更新の時期でありまして、福大の先生や見識を有するというので県北教育事務所の先生、あとは校長先生、地区の方からなる委員でいろいろご検討いただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） バスの資産の価値というのかは全然関係ないのでしょうか。新車であろうが耐用年数を過ぎたようなバスであろうが、全然それは大型バスとかあるいはマイクロバスとかいろいろありますが、そういったものに関してもやはり考慮されているのかされていないのか伺います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） お答えいたします。

大型、中型、小型いろいろございますけれども、それぞれの地区にある程度利用人数が決まっていますので、それに応じたバスを適宜充てている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 学校統合やスクールバス運行については我々も視察調査したことがございます。それによると、全部中古車を使っていてタクシー会社でやっていたより安いんですよということがあったのですが、今回この町では安い高いとか、新車とか中古車とか全然関係ないのか伺います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

新車、中古問わず、それぞれ見積もり業者によって適正な見積もりで算出しているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

2番村上 一君。

2番（村上 一君） スクールバスの件なのですが、やはり今のスクールバスというのも、集合場所から何から生徒数も少なくなっているということで、見直しの時期になっているのではないのかと思うのですが、その点、見直しがあるかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 2番村上議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、児童数が年々減っているという事実がございます。それで平成28年度、統合してから5年目ということで、今年度からまた新しい契約を結ぶということがありまして、先ほど次長が答弁したとおりなのですが、28年度においていろいろと検討させていただきました。その結果ですけれども、児童生徒の数は減ってはおりますけれども、バス停でゼロになるというような数はないとか、いろいろな要素を検討した結果、これから3年間は今の運行の形態で進めていくところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に11款災害復旧費から14款予備費について、102ページから104ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、今度は歳入歳出の全体的な質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 58ページの19節負担金補助及び交付金のところで、阿武隈川サミット2万7000円とありますが、これはどのような自治体が参加して、年何回くらい開催されているのか、またどのような話し合いが行われたのか伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） 8番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

阿武隈川サミットについてのお質でございますが、まず阿武隈川サミットの構成市町につきましては阿武隈沿川、宮城県、福島県の各22市町村により構成されているものでございます。目的としましては、阿武隈川の水質の保全、また次世代への良好な河川環境を伝えていくことを目的としているものでございます。主な活動内容としましては、阿武隈川フォトコンテストの実施、また子どもたちの阿武隈川源流探検等々を行っているものでございます。あと会議につきましては、総会、役員会、実行委員会等々を行っているものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 阿武隈川の水質が悪くなれば、カゲロウなど虫が大発生するわけなので、そういう面で水質を良くするための効果は上がっているのか、この会議でそういうことを話し合われているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） まず、阿武隈川サミットにおける水質の向上等の話し合いにつきましては、別な協議会がございまして、阿武隈川水系水質汚濁対策連絡協議会の会議の中で協議をしているものでございます。阿武隈川の水質自体につきましては、

各沿川の下水道の普及率の向上に伴いまして向上していると認識しているものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 数日前にカゲロウが大発生していると耳にしました。そういう点から見ると、果たして効果が上がっているのかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

水質の向上ということの数値的なことでございますが、今手許にはちょっとございませんけれども、国土交通省の主管となってございます阿武隈川水系水質汚濁対策協議会において、数値は向上しているという報告は受けてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

3番井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 62ページの6款の3目、13節の調査委託とございまして987万5088円とございますが、何なのかお尋ねをいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 井砂議員のご質問にお答えします。

これにつきましては、主なものといたしまして、水田の土壌の放射能測定等の調査約900万円、そのほか大豆、ソバの放射能測定関係について約53万円の支出となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） その水田の土壌の分析というか調査結果は、全てNDで出ていたのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

そのような結果になっていると聞いてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ページ数が92ページになります。

これは生涯学習課長にお尋ねします。

2目の公民館費、11節の需用費における消耗品費940万円の内容につきまして、タブレット端末機を購入したと。それは学校に240台を買いまして150台と90台で割り当てをしたということでお話をいただきました。そこで使い方だったのですけれども、まず、タブレットはあくまでも学校に寄贈したということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

現在、社会教育サイドで学校側を支援するという事業が入っております、28年度におきましては地域コミュニティ再生支援事業という中で取り組んでおります。その中で今回、備品費ではないけれども消耗品の関係で購入が可能だということで、タブレット端末について県・国等と調整したところ、それについては購入して構わないという回答を受けまして、28年度においてこの10分の10の県の委託金の中でタブレット端末を購入したということです。その使用につきましては、これは社会教育サイドから学校側を支援するという意味合いで配置したものですので、現在は学校側に配置させていただきまして、授業等において活用していただいております。あくまでも学校を社会教育サイドから支援する支援品だということで理解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、それを受け取った教育委員会になると思うのですが、教育長にお尋ねします。

そのタブレットの利用法というか、今までとは違う勉強法が変わったというのがあるのかなと、タブレットによっていろいろなやり方があるとは思いますが、それを利用してこういうやり方をしているというものがもしあったらお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

まず、タブレット端末についてですけれども、国見町においてはICTの整備ということで、学校にパソコン室を設置して授業で使えるようにしております。ただパソコンは当然固定でありますので、いろいろ使い方については制限が出てくると、それから各教室でふだんの授業の中で使えるという状況ではなくて、パソコン室に行って調べることとなりますので、授業の部分、部分でいろいろな活用ができるには、今はいろいろなところでタブレットの活用ということで進んでいるところです。ですので、タブレットの活用として小学校でも中学校でも授業の中で資料の調査とかグラフの作成とかそんな形で、普段の授業の中で有効に使用しているところです。

なお、今後ICTについてもさらに整備をしながら、授業の改善に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。歳入歳出、全体的な質疑です。ほかにございませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 73ページになります。73ページで交流の場建設推進費の話なのですが、道の駅ということで質問したいと思います。

ことしの5月3日にオープンいたしまして、やっと開業にこぎつけたわけでありまして、長い間のこれは念願であったと思います。以来、入場者数は予想を超え

まして、大変なにぎわいになっているところであります。このことについては、非常に評価されることなのかなと思っております。

今回、この道の駅の開業までの経費がいろいろと決算で示されたところであります。大まかなところ、どのくらいの金額になるのか、そしてこれは当初から予定されていた金額と考えてよろしいのか、まずお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

道の駅の事業費ということだと思います。ざっくりという話になりますが、建設課所管分の建物と外構の分を合わせての部分、あとさまざまなソフト部分もあるのですが、ソフト部分まで把握しておりませんので大まかハードの部分でございますが、総額で約25億円ですね、24億9800万何がしという金額でございます。この金額につきましては、当初の設計段階では、当時の27年の秋の9月の議会でも補正予算をお願いしたとおり、当初より約4億円程度足りないということで補正予算をさせていただいたということでございます。当初の見込みといたしましては約20億円程度かなと考えております。総額25億円かかったということでございます。

財源ですが、国の負担金が約3億円です。補助金が約5億7000万円。県補助金が約1500万円。起債で15億8200万円程度ということで、一般財源については全体の中で3000万円程度だったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 確認の意味もありますけれども、15億円がいろいろな補助金で賄われるということでよろしいのか、間違っていれば訂正をいただきまして、実際町が負担しなければならない金額はどのくらいになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

直接的な部分といいますと、国負担金、国庫補助金、県補助金の合計が約9億円ということですので、それを引いた金額の15億8000万円が起債事業、それが町が払う借金になります。ただ、借金の部分につきましては交付税での後年度負担分があるもの、特に防災減災事業につきましては100%充当の7割が交付税となりますので、実質的にはこの半額以下になるということで、生身の真水といいますか、実際負担する金額については、ちょっと明確な計算はできませんけれども7億円程度ではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君、3回目です。どうぞ。

11番（浅野富男君） 7億円ということで、これから支払っていく必要があると考えられるわけであります。投資という形になるかと思えますけれども、道の駅を建設するにあたって投資しているわけでありますが、実際投資した分、やはりこの町民が潤ってこそ、建設した目的が達成されるのではないかと考えております。現状から見ま

すと、ものを売って皆さん方に還元するという部分について余り良く見えない部分があります。町民の評価についても、そういうところしか見えないということがありますので、今後についてはそういったことについてどのような運営方針になるのか、まちづくり会社ではないからそこまで答えられないのかどうかわかりませんが、こういう町民の声がありますのでお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 答弁を求めますか。

11番（浅野富男君） はい、お答え願います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

道の駅の整備にあたって、今ほど建設課長の答弁のとおり投資をしているということで、それらの還元についてこれからというお質しだと思うのですが、現実的に道の駅を開業することにおける効果というのはさまざまな部分が想定されると思っています。単純に考えただけでも、道の駅に既に80万人を超える来場者が来られているという事実、さらには当然その方たちの半分程度は実際に購入をされるということもございますので、道の駅ができたことで来場者、交流人口と言いかえてもいいかもしれませんが、それが大幅に増えていくという事実と、道の駅まちづくり会社の売り上げが増えるということ、さらにはそこで働く従業員がいるということ、この3つだけでも直接的な効果なのだと思います。100万人以上の方が来るお店が今まで国見町にはありませんでした。7億円、10億円という売り上げをするお店もありませんでした。さらには、100人を超える雇用者を雇用するということも新しくできたものになりますので、そういう意味で直接的にはそこに効果があると考えてございます。

ただ、それだけではなくて、この道の駅が持続的に続くことであらわれる効果がやはりあるかと思っています。例えばなのですけれども、交流人口の拡大によるものと考えてみますと、政府、官公庁で資料を出してございます。国内旅行者の一人1回あたりの消費額で考えますと、大体83人来れば、1人の人口、1人が年間に使う消費額に該当するということが言われてございますので、そのようなことで計算をしていくと、道の駅の部分においては大体400人、年間100万人が来ていると。さらにレジの通過者が50万人で客単価が1,000円だったと、仮定をすると、大体5億円の売り上げになりますので、そこで年間の国民の消費額124万円を割ると大体400人ということになりますので、これは本当にざっくりばらんの計算ですが、400人の定住人口と同じぐらいの経済的な効果が出てくると考えられます。

さらに今後の部分としても、沿道の商店、事業者については交流人口が増えるということはそれだけ交通量が増えることになりますので、交通量が増えれば食堂でありますとか、さらにはガソリンスタンドのような事業者についても当然収入が上がってくることになります。さらに道の駅ができたことで、例えば直売等を考えますと、仕入れをする業者さん、こちら当然プラスの効果が波及することになりますので、その経済効果は本当にはかり知ることができないだろうと思っています。

町に対してということで考えていきますと、やはりこれからのそれが税収にはね返

ってくるのだらうと、これは長いスパンではね返ってくると考えてございますので、それらが最終的には町民の皆様に還元されるものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 13番。

今回の決算議会で、監査から監査の審査意見が出ております。その3ページに、今回の決算書で行けば1ページになっていますけれども、自主財源の町税における不納欠損金が出ております。去年は16件で27万8819円、1件あたり2万円くらいの金額になっていますので、これもやむを得ないのかなと思ったのですが、ことしは14件で164万1540円、これは固定資産税、軽自動車税、町民税3つ合わせての総額でございますけれども、この今年不能欠損だったのは、意見書の中ではやむを得ないとなっていますけれども、大幅に増えた要因は何でしょうか。税務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（吉田義勝君） 13番八島博正議員にお答えします。

いわゆる不能欠損の額が昨年に対して多くなっているということでございますけれども、国見町で税金を含めて債権の滞納があった場合については、組織といたしましては、副町長をトップとする町の債権管理本部がでございます。その会議において、年2回会議をしております。最初は出納閉鎖後に、6月の段階で今年度の徴収に関する計画、あるいは方針を確認いたします。そして、年度末の2月ぐらいになりますか、その際にいわゆる債権の状況、執行停止あるいは不能欠損という部分について1件1件、状況を説明しながら確認をし、不能欠損等の処分を決定している状況でございます。

実際、その不能欠損の状況でございますけれども、昨年度は今ほどお話があったように、各税目を含めてということで130万円ほどになっております。これについては、不能欠損になる理由が幾つかございまして、時効による成立やもうお亡くなりになったという理由も含めてあるのですが、一番大きいのは、処分停止してから3年とか、時効成立5年という部分がありますので、実際その最初の滞納の段階から時間的な経過の部分で、その年その年で状況が変わるということですから、前年に比べて大きく増えたということについては、特別な理由があるわけではないということをご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 欠損額は出ないほうがいいのですが、やむを得ず出ることもしょうがないのかなと思います。その次の質問に入りますけれども、収入未済額についての質問でございます。今回の議案の調査会で税務課から示された滞納整理の状況で、いわゆる町税の中での収入未済額の要因を少なくするためのいろいろな努力の

結果が詳しく報告されましたので、大変ご苦労さんだと思っております。

ところで、その次のページ、3ページに監査報告書によりますと、住宅使用料及び駐車場の未済額が載っております。1141万7333円、これは収納欠損額は計上されておられませんので、本当の生活困窮者で住宅に入っている人で、町税を納めないでこちを滞納しているという方はいないのかなど。ただし、料金を納めないという人がこうやって見えていますので、そこで建設課長になると思いますけれども、その対応についてどのように考えていますか。これの解消に向けての努力というか結果をお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

対策ということだと思いますけれども、28年度につきましては、以前にご報告をさせていただいておりますが、2件については調停の申請をしております。これについては調停で調停調書作成をし、ご了解をいただき、分納を進めているところでございます。その一方で、片方がある程度見通しがつけばまた違う方が増えてくるような状況もございます。この部分につきましては、毎月当然請求の催告の電話、さらには催告状の送付も含めて行っておりますし、あと呼び出しをいたしまして生活状況の確認等も行いながら、その居住者の払う意思の確認、さらには状況も検討した上で対応しているところでございます。

ただ、公営住宅の基本となる公営住宅法に規定しておりますが、住宅困窮者に対する福祉的な意味合いもございますので、一概にばさっとやるというわけにはいきませんので、その辺につきましては事務レベルで状況を見ながらの判断をさせていただいております。特に高校に進学したとか、大学に進学したとかで一時的に学費がかかるといった状況の方もございますので、そのような方につきましては、状況を見ながら最低限の月額を納めていただいて、滞納分を後に分納で追納するなどの方法も検討させていただいているところでございます。ただ、中にはやはり悪質な方もいらっしゃいます。呼び出しても来ないような方もいらっしゃいますので、その分につきましては、今年度中にも2件程度になるかわかりませんが、調停のほう、法的手続も含めてやらなければならないと考えているところでございます。

ご存じのとおり、家賃等につきましては私の債権でございますが、すぐ納めないから税のように5年で欠損というわけにはいきません。法的手続を踏まえた上で最終的に債務名義を取得した中で財産がないということになれば、最終的には欠損の、債権の放棄に進むわけですが、そうならないように日々対応を進めながら努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどを賜りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 13番。

住宅の使用料については、低所得者を中心として入る町営住宅、収入条件も決まっていますし、だから生活に困ってなかなか払えないというのもわかるのですけれども、

不能欠損を出さないために裁判をしたり何かしている努力は認めますし、今後ぜひとも不納欠損金にならないような立場での解消方をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、質問と私の意見なんですけれども、今回の28年度一般会計の主要な施策の成果の中で、ページ数は11ページになるのですけれども、第4表の各財政指標の状況の中で、一番下、2番目と下で、この財政力指数が出ておりまして、太田町政施行以来、今まで0.3カツカツでいたのが0.2台になっております。これは何ともいたし方ないのかなと思いますけれども、やはりこの財政力指数、三割自治といわれるまでいかにして上げるかというのが町政トップとして大きな責務だと思いますが、その中で今議論しました町民税の条項が21ページに書いてあります。ことしの町民税は2027万1000円増えております。すばらしいことだと思います。その要因は、この中に書いてあるとおり一時的に除染関係の仕事が入ったために増えたと報告がされております。そしてまた特徴的なのは、町税の中で、太田町長が誘致しましたレンタリースの会社が来ましたので、軽自動車税がプラスになっております。この要因は、このレンタリース企業の進出が大きな要因だと書いてあります。たばこ税はご承知のとおり減っております。

そこで、税務課長にお尋ねしたいのですけれども、国見町に町民税を納める人は、国見町で働いて納める人と、国見町以外で働いて納める人、私も国見町外で働いて町民税は給料から差し引かれて毎月国見町に納めたという経験がありますが、その辺の状況について、件数なりあるいは人数等をご答弁願ひします。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（吉田義勝君） お答えいたします。

国見町内にいらっしゃる納税者の方が、町外で働いている方、あるいは町内で働いている方で、一つの町税という部分になるかなということとその割合ということかと思うのですけれども、税務課長として答える部分につきましては、いわゆる町で個人町民税をお願いするのですけれども、年4回普通徴収で払う方ではなくて、給料から天引きされている特別徴収の方がいらっしゃるのですけれども、そちらの数字だけ手許にありますので、参考にお話ししたいと思います。

今回28年度の決算ですので、28年度の部分でお話ししたいと思います。特別徴収の事業所については、それぞれの市町村が指定するようになります。28年度の特別徴収の事業所としては1,105ありました。そのうち町外の事業所の数ですけれども1,008で、91%ほどが町外の事業所であったということです。

事業所の次は人の数なのですが、いわゆる特別徴収による納税義務者の数も手許にありますので、お話ししたいと思います。国見町における特別徴収による個人住民税の納税者、平成28年度は2,725人おります。そのうち、町外の事業所にお勤めで個人住民税を納めている方については2,173人で、割合としては約80%弱でございます。

税務課としては、わかっているのはその税金の収納関係の部分で、特別徴収義務者の事業所の数と、特別徴収による個人住民税の納税者数ということで、この数だけの

答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 町内に働く場所がなくて、いわゆる町内は我々農家でも納める人があるわけです。ところが、町外は恐らく事業所ないしは事務所で働いています。とすれば、今の報告だと約80%は町外で働いて町に税金を納めています。今の今回の議会での議論の中でのまちづくり交流課長の答弁の中でも、道の駅でも働く場所ができれば町の働く人の場所と金額が増えてくる、町税の総額が増えてくると。どこの町でも町内で働く人の場を作っていくにして町に納める税金を増やすかということは努力しているのですが、国見町ではまだまだこの状況がわかると思います。しかも、この概要でなくとも一時的ではあったとしても除染の仕事が大きな町税へのプラスとなって、今度はストップになったとすれば、これからの町の財政の中での町税の占める割合を増やすためにもどのように考えていったらいいか、町長の考えをお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、八島議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、先ほど来、各議員の皆様方には28年度の決算のさまざまなご質問をいただきましたこと、心からまず感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

ご案内のように、私が町長になりまして5年経過をいたしております。この間「復興・絆」「交流・連携」「国見の未来をみんなで作る」こういった思いで復興の対応、それから元気・活力事業等々を進めてまいりました。また、そういった中にありまして、本年度の決算につきましても、皆さんご承知のように3億8000万円余の黒字決算という形になったところでございます。

そういった中で、やはり今、八島議員のご質問に入っていきますけれども、財政力指数をいかに上げていくか、これは国見町も当然でありますけれども、福島県も三割自治ということで大変な状況でございます。そのほか関係市町村、県内で一番高いのが西郷村、それから郡山市ですかね。その辺が非常に財政力指数が高い村、市という形になっておりますけれども、少しでもやはりこの三割自治から脱却するということはまさに今、八島議員ご指摘のとおりであります。

そういったことで、この間、私自身も復興の事業、これはもちろんでございますけれども、あわせましてとにかく私は復興は復興で進めようと、これはいずれ終わるのです。ところが、元気・活力事業、つまり町全体に活力をどうつけるかということがまさに活力が当然、税にもはね返る、いろいろな面で町の維持発展につながるという思いでこれまでやってきておりますし、今後もそういった思いをベースにしながら、前向きに町政全般、取り組んでまいりたいと思っております。

特にそういった中で、私がやはり思っていますのは、交流・連携だと思うのです。いかにほかから人に来てもらって金を落としてもらってどうするんだという議論、あとはその交流することによって人口の増になればそういった方が当然税、自主財源の対応をしていただけるということだろうと思っておりますので、この交流・連携をどう

いった形で今後進めていくかということ、そして町の活力をつけていくかということが今後の最大のポイントになってくるものと認識をいたしております。その核がまさに道の駅でございます。

先ほど浅野議員から質問をいただきましたように、昨日までで89万人ぐらいになっています。予定としますと、10月の上旬で100万人の来場者、そのうち約40%程度が宮城仙台、残りの60%のうち20%が大体東北六県とか首都圏とかいろいろなところから来ております。40%が福島圏域という形になっておりますけれども、そういった数多くの皆様に来ていただいている、それをどのようにやはり活力をその税とか何かにつなげられるか。それで商店街、それから農家の方々が売り上げがあれば当然税にはね返る、当然であります。と同時に、今道の駅に約100名の雇用をしております。そのうち80名程度が国見町でございます。そういった方が、まさに税の対象になって国見町に納めていただいているという姿ができております。

こういったコアの部分をついに拡大をしながら、少しでも少しでも自主財源を確保しながら町の活性化、そして将来に維持発展をさせていくかということが非常に私は重要な課題だと思っております。これは当然、町のみでできるものではございません。やはりその近隣市町村、それから関係団体、そして遠方の市町村、首都圏・仙台圏、いろいろなところと交流・連携する。全体的な連携をどう図るか、このことによって私はこの流れというものが少しずつできてくると思います。これは急にはできません。道の駅もそうです。急には経営の安定化しろといってもなかなか難しいところがございますし、あとはどのように平準化、どういうふうにしてやっていくのかを常に目配せをしながらしっかりと対応していくということが私は非常に重要なのかなと思っております。

自主財源を確保する、非常にこれは難物でございますが、ただやはり町の活力がなければこれは流れができませんので、やはりベースはいかに活力をつけるかということであろうかと思っておりますので、そんな視点で今後とも議員の皆様と連携を図りながら町政を進め、そしてまた国見町の町としての維持発展に鋭意取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 13番。

総務課長にお尋ねします。決算書の29ページ。

13節委託料の中での一番最後、人事評価制度45万8816円という決算額が出てきております。この人事評価制度は、前にも議論になったことがあるのですけれども、28年度はどのような形で行ったか、事業内容をお尋ねします。

総務課長お願いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 13番八島議員のご質問にお答えいたします。

人事評価制度についてでございますが、28年度につきましては、それぞれ試行の段階といたしまして実施をしております。29年度につきましても、それに基づいて進めていくことになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 13番。

これは職員の働き方というか勤務体制に影響がありますので、この問題は副町長にお尋ねします。

私がいつも問題にしております残業の問題も含めて、この人事評価制度を役場の中でどのように活用し、生かしながらこの制度を確立して、無駄のない働きやすい職場を作りながら職員の勤務意欲を高めていくかというのは大きな制度だと思いますので、それに対する副町長の見解をお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 13番八島議員のご質問にお答えをいたします。

人事評価の制度を業務の中、あるいは具体的にいきますと超勤の縮減等にどうつなげるかということではありますが、この人事評価制度につきましては、先ほど総務課長が答弁いたしましたように、28年度については試行という形でやっております。国では評価を給与体系にも結びつけてとそこまで持って行ってよということではありますが、まず町といたしましては、業務の効率化をいかに図るか、さらには課のそれぞれの事業、重点事業がありますがそれらをいかに明確にして取り組んでいけるかということで、重点を置いて取り組んでいるところであります。

さらには一番重点を置いておりますのは、そういった給与体系に結びつける云々も大事ではありますが、職員個々のモチベーションをいかに上げるかに重点を置いてやっているところであります。先ほど試行ということでありまして、まずそれぞれの課の重点事業を挙げていただきまして、それらについて各課長のヒアリング等を通じて、先ほども申し上げました、いかにして効率を上げられるかに重点を置いてそれぞれ評価を行ったところでありまして、年度末にはそれぞれの職員の個々について評価をしたところであります。

具体的に申しますと、課長については私と町長、そして職員については係長あるいは課長が評価をしたということであること、その超過勤務の縮減についても復旧復興のまだまだ途上でありまして、まちおこしについてもさまざまなこれから取り組んでいかなければならない課題がある中で、やはりこういった人事評価制度を有効に活用して、職務の効率化を図っていきたいと思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） これは生涯学習課長に伺います。

図書館費あるいは文化財保護費の中に18節に備品購入費がございます。備品は税

金で賄われているものですから、適正に管理しているか、その維持管理について伺います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） お答えいたします。

95ページにある、まず図書館費の中で18節備品購入費で119万9416円の支出がございます。これにつきましては、図書購入経費になります。図書につきましては、それぞれ購入とともにそれぞれシールとカバー等をかけまして、全部システムで管理しておりまして、蔵書の管理、さらには貸し借りの関係について管理している状況でございます。

あともう一点、文化財費での備品購入費がございますけれども、これは事務機器ということで、昨年度文化財センターを設置したときに展示用の機材について購入したということがございますので、それについては適正に管理し、目的に沿って使用しているというのが現在の状況と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） どこの課にでもこの備品購入というのはあるのですが、いつの間にかなくなったとかそういうことがあるので、点検については適正にやっているのでしょうか。伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 備品関係につきましては備品関係の台帳に基づいて管理をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 先ほども議論いたしましたけれども、町民が期待したところの道の駅がやっと完成して、先ほど来いろいろな発言があったとおりでございますが、現時点におきまして、町民からの声といたしましては、道の駅が大変恐怖にも感じられるといったお話が聞こえてまいります。死活問題として受けとめている方もいらっしゃるということでもあります。いろいろな事業のやり方などが町民の考え方からかけ離れている面もかなりあるのではないかと思われるわけでもあります。もっと前向きな評価を受けられるようにすることが必要ではと考えております。

このようなことから、認定第1号については認められないことを申し上げまして討論いたします。

議長（東海林一樹君） そのほか討論ございませんか。

佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 私は、28年度一般会計歳入歳出決算認定について、承認の立場から意見を申し上げます。

28年度のこの歳入歳出につきましては、何といたしましては道の駅の事業にかかわる経費等であったかと思えます。そして、皆さんの頑張りによりまして5月3日グラウンドオープンをしてにぎわいを見せているところであります。

先ほど、一部の町民の方がこの道の駅に対する疑問の考えがあるということではありましたが、私はやはり復興の最後の事業として皆さん待ちに待ったことで、町民のそれぞれ大部分の方はオープンを喜び、そして今後の維持発展が順調にいくことを願っておると思えます。中身につきましても予算で認められて、そしてそれに沿って予算の中で運営されてきたものと私は思います。

以上でありまして、私はこの決算認定について賛成の立場から意見を申し述べます。
議長（東海林一樹君） そのほか討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時42分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

◇認定第2号 平成28年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第2、認定第2号「平成28年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 認定第2号、平成28年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第3号 平成28年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第3、認定第3号「平成28年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 平成28年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第4号 平成28年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第4、認定第4号「平成28年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 認定第4号、平成28年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本認定は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第5号 平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

議長（東海林一樹君） 日程第5、認定第5号「平成28年度国見町後期高齢者医療特別
会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 認定第5号、平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第6号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議長（東海林一樹君） 日程第6、認定第6号「平成28年度国見町国民健康保険特別会
計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 認定第6号、平成28年度国見町国民健康保険特別会計歳

入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1 1 番 浅野富男君。

1 1 番(浅野富男君) 保健福祉課長にお尋ねします。

6 ページになります。

収入未済額が2200万ほどで数値が載っておりますけれども、この部分について、法定減免の対象になる方は、この中にはいらっしゃるのでしょうか。といいますのは、法定減免は、あくまでも申請制度になっておりますので、そうしたことに配慮したような形でおさめていただく方はいないのでしょうか。

議長(東海林一樹君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) お答えいたします。

申請による法定の減免についてはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) そのほかございませんか。

八島博正君、13番。

13番(八島博正君) 保健福祉課長にお尋ね。

監査の審査意見の中に、2つございます。

1つは、この決算書に、1ページに計上されております国民保険税の収入未済額が2222万4000円、そして不納欠損額がその約1割の231万円あると。しかも、この不納欠損は前年度7人で114万4194円だったのが、28年度には同じく7人だけでも、その倍の231万841円になっています。その原因と対策。

そしてまた、一番最後に指摘されました積立金など、ほとんど不用額になっていると。こういった執行上の管理を適正に図ってほしいという意見がございます。それに対してどのように対応したのかお尋ねします。

議長(東海林一樹君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 八島議員のご質問にお答えいたします。

まず、不納欠損の部分でございますが、28年度の不納欠損231万841円ということで、昨年と人数は同じなのに金額が上がっているという部分でございますが、これにつきましては、7名のうち、納付義務消滅による即時欠損を行った方、1名ですが、1件で168万4000円ほどの高額の欠損額が発生したという部分で、金額が上がったものでございます。

それから、もう一つは基金積立金につきましてでございます。2000万円ほどの不用額が発生してございます。

これにつきましては、当初、2000万円ほど積み立てる予算を計上してございましたが、積み立ての事務処理に遺漏がございまして、積み立てせずに不用額になってしまったものでございます。このことについておわびを申し上げますとともに、今後は適切な予算の執行、チェックをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

なお、この不用額につきましては、繰越金といたしまして29年度に繰り越しをいたしまして、去る6月議会の補正予算で積立金を計上いたしまして、積み立てを行ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 不納欠損金の7人のうち1人高額があったと。これは不納欠損になる前に予知できなかったのか、やむを得ない事情があったのか、その辺をお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

この1件の高額な欠損分につきましては、平成25年に亡くなった方でございます。その遺産分割の相続で裁判をされておりまして、その中で相続放棄という決定がなされて、それを受けまして欠損の処分となったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第7号 平成28年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第7、認定第7号「平成28年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 認定第7号、平成28年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 保健福祉課長にお尋ねします。

議案第6号と同じく、監査の決算審査の結果の指摘事項についてお尋ねします。

審査の結果の中で、この収納率も上がり、去年は未済額が130万円なのが、ことは61万円と半減しております。その努力は認めてもいいと思いますけれども、ただ不納欠損金については、去年は2人だけだったのがことし14人に増えた。28年度は、何か特別な事情があって増えたのか、その辺をご質問いたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

不納欠損の額が人数ともに増えたということですが、介護保険料の滞納については、時効が2年ということですが、実はこの時効の適用をさかのぼって適用させた部分もございまして、今回人数が増えています。

なお、この不納欠損の相手方につきましては、給付の際にペナルティーが科せられます。欠損処分された方については、介護認定になって介護サービスを受けることになった場合、その介護給付費にあたって滞納の期間分については、介護のサービスの自己負担分が3割の負担になると、さらに高額介護サービス費が受けられないというようなペナルティーがございまして、お知らせいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第8号 平成28年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第8、認定第8号「平成28年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） それでは、認定第8号、平成28年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから、認定第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第9号 平成28年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第9、認定第9号「平成28年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(澁谷康弘君) 認定第9号、平成28年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番(八島博正君) 上下水道課長にお尋ねします。

これも監査指摘事項にあります、私も決算書を見ていて気がついただけけれども、決算書の7ページに120万5000円が出ています。それは、100万円を積み立てたはずだと、それが不用額に計上するのはおかしいのではないかと私は見ていて、そして決算監査の指摘事項にも書いてあったので、その辺の運用について、何でこうなったのか、課長にお尋ねします。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(澁谷康弘君) 八島議員のご質問にお答えをいたします。

この、歳入差し引きの残額120万円につきましては、本来年度末に基金に積み立てるものにつきまして、遺漏があったものでございます。このことに関しましては、まことに申し訳なく思っております、これにつきましては29年度は大きい事業も控えているところもございますので、29年度にあわせて積み立てをしたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長(東海林一樹君) そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、認定第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第9号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第10号 平成28年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について

◇議案第43号 平成28年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について

議長（東海林一樹君） おはかりいたします。

日程第10、認定第10号及び日程第11、議案第43号は、企業会計の関連議案につき一括議題とし、説明及び質疑、討論は一括して行い、その後の採決については1件ずつ行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第10号及び議案第43号を一括議題といたします。

日程第10、認定第10号「平成28年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について」及び日程第11、議案第43号「平成28年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 認定第10号、平成28年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 引き続きお願いします。43号。

上下水道課長（澁谷康弘君） それでは、引き続き議案第43号のご説明をさせていただきます。議案第43号でございます。

平成28年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 2件についてお尋ねします。1件は課長に答弁して、もう1件は副町長に答弁願います。

まず1件目、この水道の決算で非常に頑張っているなど、と同時に、国見町の悲願であった泉田の簡易水道が合併しまして、水道事業も大きな転換期を迎えたなど思っております。

9ページを見ますと、1年間に66件、1億8675万4000円等々のいろいろな工事をやりながら、この水道水を守っているということが一目瞭然にわかります。

ただし、その次のページを見ますと、業務の中での、業務量等々ありますけれども、有収率を見ますと、前年より3.98悪くなって、現在は78.60になっており、監査でも指摘されております。

よって、この有収率はいろいろな工事をやっていますので下がったのかと思うのですけれども下がった理由をお尋ねします。

私も摺上ダムの組合の監査をやっています、指摘して、4年間やったのですけれども、その間で話題になったのは、この各町、市町村の人口減少によって、水道の利用量が落ちております。国見町も、恐らく人口減少になって、しかも大きな工場の立地がなければ使用量が減っていくのは火を見るよりも明らかです。

よって、この水道事業の経営の安定のためにも、その合理化と適正な運用が必要になってくると思っております。なるべく水道料金を上げないで、そして今の水道料金を維持するためにも、この有収率の問題も大きな問題ではないかな、1つはそれに対する答弁を課長にお願いします。

もう一つは、以上で特別会計、あるいはまだ一般会計の審査が終わって、しかもこの会計監査からいろいろな指摘を受けております。年度決算の審査の中で意見がございます。それに対して、私も年に1回、企業トップとして公認会計士の年間の監査を見ますと、必ず指摘された事項がございます。その指摘された事項に1件1件、その解決と対応策について、また監査に報告し、あるいはまた理事会の承認をもらって次の運営にあたるということをやっています。

そこで副町長に、いわゆる全体を取りまとめるトップなので、この監査の意見、指摘事項に対して、どのような、町では対応をとっているのか、最後にお願いしたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 一問一答でひとつお願いいたします。

（「ごめんなさい、一問一答でないと思ったから」の声あり）

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

有収率を含めた今後の水道事業の経営の方向というお質しでございます。

業務の部分に有収率が出ておりますとおおり、27年度から28年度にかけて有収率は下がっております。これにつきましては、まさに数字のとおりでございます、収入になる水量が下がっているということでございます。

この主なる要因につきましては、個別にはいろいろ出てくるのですけれども、いわゆる管の老朽化が進むのは、1年ごと、どんどん老朽化が進んでまいります。その中であって、9ページに記載がありますとおおり、いろいろな工事をしながら、老朽管の布設がえもあわせて行っております。主には、目立つ部分は拡張事業にはなるのですけれども、管の布設がえも積極的に今、行っているところでございます。その中であって、どうしても漏水についてはイタチごっこという側面もございます。新しくすれば、また別のところで漏水が発見される状況が続いております。

当然ながら、その管の更新を全てやってしまえば、もちろん漏水は減るわけござ

いますけれども、当然ながら経営を圧迫していくという状況にもなると思っております。

料金につきましては、ここ数年そう大きく変わってはいないわけでございますけれども、特に昨年28年度から29年度にかけては、道の駅が完成する、さらには簡易水道も統合するというような収入増の部分もございますが、それなりの設備投資もしてきているところでございます。

今後は、施設の計画的な維持、更新が必要となってきますので、これにつきましては、大きい事業者で行っているようなアセットマネジメント、資産管理の手法も用いながら、計画的に更新が進められるように、施設の更新の平準化と長寿命化を図っていかねばならないということが、水道事業の今後の一番の使命だろうと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 改めて質問いたします。先ほどと同じ質問でございます。

副町長、いかに考えていますか。答弁願います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） それでは、13番八島議員のご質疑にお答えをいたします。

決算審査等で指摘を受けた事項等に関してでございますが、まず一般会計、特別会計を通しまして、やはり未収金の問題がございます。これにつきましては、町で平成26年から債権管理の本部を立ち上げており、庁内の連携、情報の共有を図っておりまして、債権の調査、債権の解消対策に努めているところでありまして、十分にそれを機能いたしまして、少しでも未収金の減少に努めてまいりたいと思っております。

それから、今回の監査の中で大変目立っております、申し訳ない部分がありました。特別会計においての積立金漏れ3件につきましては真摯に受け止めまして、やはりチェック体制を十分に強化してまいりたいということでありまして、今後とも、その積立金ばかりではありませんで、全ての面でチェック体制を強くしていきたいと思っております。

それから、我々行政マンの使命であります、やはりこの費用対効果を十分に認識いたしまして、さらに効率化に努めてまいりたいと思っているところであります。

以上、簡単ではありますが、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、認定第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第10号は原案のとおり認定することに決しました。

これから、議案第43号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり処分することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり処分することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇ 常任委員長報告(陳情第19号)

議長(東海林一樹君) 日程第12、常任委員長報告を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第19号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長、8番松浦常雄君。

8番(松浦常雄君) 今定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第19号の審査の結果を報告いたします。

本委員会は、去る9月5日、午後1時より委員会室において委員全員の出席のもとで開催しました。この会議には、説明のために吉田税務課長、職務として松浦議会事務局長が出席しております。

陳情第19号は、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情であります。

陳情の趣旨は、我が国の地球温暖化対策の温室効果ガス削減目標達成のために、森林吸収源対策の推進が不可欠である。そのためには、都市、地方を通じて、国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設が不可欠であり、早期導入を強く求めるというものです。

本委員会は、本陳情について、県の森林環境税があるので、重複することにならないかという意見もありましたが、既存の森林環境税は、県の補助金として市町村に交付されているものであり、市町村が自らの裁量により森林の環境整備ができる全国森林環境税の創設は必要であるとの意見が多く、採択と決しました。

以上、報告といたします。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから陳情第19号の討論を行います。討論ありませんか。

11番浅野富男君。

11番(浅野富男君) 19号について、採択することに反対の討論を行います。

陳情第19号は、全国森林環境税創設促進議員連盟より提出されたものであります。同連盟は、以前は地球温暖化対策税の一部を市町村で活用する制度を求めていました

が、このたびは全国民に一律に負担を求める森林環境税の創設を求めるものです。

地球温暖化対策は、最近の異常気象などの要因は、地球の温暖化によるものというのが定説となり得る状況であり、非常に重要なことであります。

しかし、本県では、既に福島県森林環境税として、県民税に均等割で加算されております。これに加えて新たに同様の趣旨の税金が均等割で創設されることは、二重課税にあたります。環境対策税については、温暖化のもととなる化石燃料の大半を使用している大企業の責任も問われることであります。また、本県のように二重課税という課題についても検討されなければなりません。このようなことを検討しないままでの税制度の創設には反対であります。

よって、陳情第19号を採択することについては、同意できません。

以上であります。

議長（東海林一樹君） そのほか討論ございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 私は、委員長の報告どおり賛成すべきという意見を述べたいと思います。

ご承知のとおり、この森林は今、反対討論の中にもありました、いわゆる環境を守る、この異常気象等々の原因がCO₂の異常量の発生にあります。その発生源をとにかく少なくしないと、地球上の各地で起きている異常気象による自然災害が減らないと同時に、それを利用している人間そのものの社会の存続も危ないという大きな問題でございます。

そして、福島県で先行して、その税体制を作って、今、国見町にもその県に納めた森林の関係の税金から補助が来ております。少なくとも、この森林の問題は、後継者がいなければ山の木などが守れないので、みんなでとにかく森林資源を守りながらこの環境を守っていかうという趣旨でございます。ぜひとも全国一律にこの問題を考え、そして自然災害から環境を守っていくと。

とにかく、朝4時から東南アジア、それから5時から全世界のニュースが短波で放送されていて、毎日どこかで大災害が起きております。最近では、アメリカのハリケーンによる災害が報道されておりますけれども、そのほかでも大変な被害がバングラデシュはじめ、あるいはまたインド周辺でも災害が起きたり、山崩れが起きて、多くの方が亡くなっています。

そういったことをなくすためにも、これは全国民のひとつの悲願として、自然災害をなくすために、この税はぜひとも国の問題として取り上げてなし遂げないと解決できないという意味で、今回は賛成すべきという形で意見を述べます。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほか討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第19号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情第19号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

議長(東海林一樹君) 起立多数です。

したがって、陳情第19号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 議案の追加がありますので、2時45分まで休議いたします。

(午後2時32分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午後2時45分)

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長(東海林一樹君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり10件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、この10件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇選挙第3号 福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合議会議員選挙

議長(東海林一樹君) 日程第13、選挙第3号「福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合議会議員選挙」を行います。

書記に議案書を朗読させます。朗読。

(書記 選挙第3号を朗読)

議長(東海林一樹君) おはかりします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議がありませんので、議長が指名することに決定いたしました。

議長から指名をいたします。

第1選挙区、一條善助君、第2選挙区、安孫子正君、第3選挙区、本田精司君、第4選挙区、菅野宏晴君、第5選挙区、秦富夫君、第6選挙区、高橋俊郎君、第7選挙区、高橋佐七君。

おはかりします。

ただいま議長が指名した7人を、福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

ただいま議長が指名いたしました第1選挙区、一條善助君、第2選挙区、安孫子正君、第3選挙区、本田精司君、第4選挙区、菅野宏晴君、第5選挙区、秦富夫君、第6選挙区、高橋俊郎君、第7選挙区、高橋佐七君を福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合議会議員の当選人と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 当選人の名簿を配りますので、暫時休議いたします。

(午後2時48分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午後2時50分)

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長(東海林一樹君) 追加議案について書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(東海林一樹君) 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長(太田久雄君) ただいま追加ご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

議案第44号「和解について」は、さきに提訴いたしました国見ニュータウンの契約解除違約金の支払いを求める訴えについて、相手方と和解するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

同意第11号「教育委員会委員の任命につき同意を求めること」につきましては、高橋幸子委員が9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き高橋幸子君を適任と認め、任命したいため同意を求めようとするものでございます。

同意第12号「教育委員会委員の任命につき同意を求めること」につきましては、石川博利委員が9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き石川博利君を適任と認め、任命したいため同意を求めようとするものでございます。

同意第13号でございますが、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること」につきましては、菅野俊光委員が9月30日をもって任期満了となりま

すことから、引き続き菅野俊光君を適任と認め、選任したいため同意を求めようとするものでございます。

続いて、同意第14号でございますが、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございますが、渋谷和洋委員が9月30日をもって任期満了となりますことから、その後任としまして安田博三君を適任と認め、選任したいため同意を求めようとするものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご同意などを賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◇ ◇ ◇

◇議案第44号 和解について

議長（東海林一樹君） 日程第14、議案第44号「和解について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） それでは、議案第44号、和解についてにつきましてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本認定は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇同意第11号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第15、同意第11号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

高橋幸子君の退席を求めます。

（教育委員会委員高橋幸子君 退場）

議長（東海林一樹君） 書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第11号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第11号は原案に同意することに決しました。

高橋幸子君の退席を解きます。

(教育委員会委員高橋幸子君 入場)

◇

◇

◇

◇同意第12号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第16、同意第12号「教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第12号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第12号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第12号は原案に同意することに決しました。

◇

◇

◇

◇同意第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

議長(東海林一樹君) 日程第17、同意第13号「固定資産評価審査委員会委員の選任
につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第13号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第13号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第13号は原案に同意することに決しました。

◇

◇

◇

◇同意第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること

について

議長（東海林一樹君） 日程第18、同意第14号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第14号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第14号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第14号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第5号 国見町議会基本条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第19、発議第5号「国見町議会基本条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

なお、議会基本条例改正条文は省略いたします。朗読。

（書記 発議第5号を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。

10番阿部泰蔵君。

10番（阿部泰蔵君） 発議第5号、国見町議会基本条例の一部を改正する条例の提案理由の説明につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。よろしくお願いたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから発議第5号の討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第6号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書

議長（東海林一樹君） 日程第20、発議第6号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第6号及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 提案理由の説明は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなる決定をお願いします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから発議第6号の討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第21、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第22、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（太田久雄君） 平成29年第3回国見町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案を申しあげました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解をいただき、全議案につきまして原案のとおりご議決、ご認定を賜り、まことにありがとうございますございました。

また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方から頂戴をいたしましたさまざまなご意見などを十分踏まえまして、今後、町政執行にあたってまいりたいと考えておるところでございます。

なお、議員の皆様におかれましては、時節柄、お体には十分ご留意の上、今後とも国見町の復興と、それから町政の進展並びに町民福祉の向上のためにお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

平成29年第3回国見町議会定例会を閉会いたします。

なお、午後3時35分より総務文教常任委員会を委員会室北側で、産業建設常任委員会を委員会室南側でそれぞれ開催しますので、委員の皆様はご参集願います。

長時間にわたりましてご苦勞さまでした。

（午後3時16分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月14日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 村 上 一

同 署名議員 井 砂 善 榮